

【連載】

日本中国 ことばの往来 ゆきき その59  
《研究余滴》フランス詩の歴史（その八）  
おいてけぼり―宮本輝試論X―  
在日韓国・朝鮮人の教育問題ノ1ト25

芝田 稔  
山村 嘉巳  
芝田 啓治  
梁 永厚

第114号

# 書評

【特集】

読書案内

高森 八朗 / 木岡 伸夫  
森岡 孝二 / 柴 健次  
舟場 拓司 / 黒葛 裕之  
山本 秀樹

## 特集●読書案内

読書への誘い

法学部 高森八四郎先生のブックガイド	4
文学部 木岡伸夫先生のブックガイド	5
経済学部 森岡孝二先生のブックガイド	8
商学部 柴 健次先生のブックガイド	11
社会学部 舟場拓司先生のブックガイド	14
総合情報学部 黒葛裕之先生のブックガイド	17
工学部 山本秀樹先生のブックガイド	19

## 連載

日本中国ことばの来往 <small>ゆきまき</small> その59	芝田 稔	24
△研究余滴		
フランス詩の歴史(その八)	山村 嘉巳	32
おいてけぼり——宮本輝試論X——	芝田 啓治	42
「開きなおれる力」	梁 永厚	48
——在日韓国・朝鮮人の教育問題ノート25——		

## 短評

共生の意味論——藤田紘一郎著	湯瀬 光一	64
羅針盤		1
編集後記		66
題字■網千善教(元文学部教員)		

## 1999. 4 羅 針 盤



このことは先号の当欄でも取り上げたので、ご存じの向きもあるかと思うが、生協組織部では昨年からダイオキシンの問題に取り組んでいる。まあ、取り組みといっても学内で何度かの講演会と組織部で編集発行している生協新聞で取り上げたぐらいでまだまだ微々たるものだが。

しかしながら、我々がダイオキシン問題を取り組むきっかけとなった大阪府豊能郡能勢町の焼却場（現在は廢炉）付近の住民の方による切実な訴えは、この問題のいびつさと重大性を私たちに認識させるに充分であった。

ダイオキシンの問題は個別汚染地域だけの問題ではなく、私たち一人一人の生活のあり方を根本から覆すような質の問題である。責任の所在にしても、あいまいで、この管轄は国、そこは大阪府、といった具合に複雑怪奇な縦割り行政のあり様まで出てくる始末で、問題の解決が遅れている主因となっている。縦割り行政の弊害はそれだけに留まらず、健康調査、土壌調査などの各種調査を各省庁、自治体ごとに行って、住民にいらぬ手間をかけさせてもいる。

さて、こうしたダイオキシンの問題に取り組んでいるわけであるから、部員一同、テレビや新聞によるダイオキシン汚染の報道には常に留意し、注目していた。

報道の大半は、埼玉県所沢市と大阪府能勢町のことになる。どこそこによる何々の調査がはじまった、新しい規制ができたというようなことが大半の内容であった。

そんな中、テレビ朝日のニュースステーションが、所沢産の野菜へのダイオキシンの影響について特集を組んで放送した。

一般にダイオキシンは水に溶けにくいいため、土壌中の汚染が根を通して植物に広がるということはないというのが定説である。能勢町でも実際に野菜の汚染が確認されたわけではなく、汚染を心配した消費者が買い控えたことによる売上減少、値崩れ、出荷量減少といったいわゆる「風評被害」が起こったのである。

ところがこの特集では、所沢の廃棄物焼却場周辺の畑の「はっぱもの」から通常の値をはるかに超える濃度のダイオキシンが検出されたということが報道された。

これには正直驚いた。それが本当だとすれば、定説を覆し、野菜も食べられなくなってしまう、売上に悪影響がでることになる。

早速、放送翌日から所沢産のホウレンソウをはじめとした野菜の売れ行きが軒並み悪化した。

そんな中、別のマスコミから、テレビ朝日の放送にやささか視聴者に誤解を招きやすい行き過ぎがあったと指



摘があがった。汚染の度合いが高かったのは、野菜ではなく、通常は人間が食べない類の植物だったのである。

テレビ朝日は、表現が適当ではなかったという主旨で謝罪した。そして他の一部のマスコミは、この一連の顛末を報道し、テレビ朝日を批判していた。

確かにテレビ朝日への批判は当たっている。報道には厳密な正確さが不可欠である。実際に誤った情報で被害を受けた農家の方もいたようだ。

しかし、そうやってテレビ朝日の報道を批判することに終始するのともうどうだろうか。

行き過ぎがあったとは言え、かなり突っ込んだ内容の特集だったことは確かである。他のダイオキシシン関連の報道よりも問題の核心に迫っていたし、久米宏はすぐくまともなことを言っていた。野菜の汚染調査に全く手をつけていない国（厚生省）のいい加減さを、かなり以前の厚生大臣の国会答弁をひきあいにして浮き彫りにし、その一方でJ A所沢が地域住民の要望から野菜の汚染調査を行っていたものの、その結果をひた隠しにしていた事実を放送した。重い腰をあげようとしない国、結果の公表を何度も要請する住民の声を無視する地方自治体や農協の姿をきちんと報道し、批判したテレビ朝日の放送は、昨今何も喋ろうとしないマスコミ報道にあって、珍

しく何かを語ったと評価できる。

この報道を受けて、厚生省は重い腰を上げ、J A所沢はデータの公開に踏み切ったと言っても過言ではないだろう（ちなみに能勢でも野菜の調査が実施される運びとなった）。住民が何度も調査の実施と結果の公表を要望してきたのに、まったく相手にしなかった行政こそが非難されてしかるべきである。

世に「情報公開」なる言葉が現れて、どのくらい経つのだろうか。政府をはじめ地方自治体など情報公開法や情報公開条例を制定はしても、旧態依然のままである。

行政だけではない。私たちが属するこの関西大学で一体どれだけのことが学生に情報公開されているのだろうか。時代遅れの密室政治はいい加減にやめてもらいたい。

上野 一（うえの はじめ）

# 読書への誘い

## 読書案内目次

高森八四郎 (法学部)	5
木岡伸夫 (文学部)	8
森岡孝二 (経済学部)	11
柴健次 (商学部)	14
舟場拓司 (社会学部)	17
黒葛裕之 (総合情報学部)	19
山本秀樹 (工学部)	22



正直いって、私自身読書に費やす時間よりテレビやインターネットに触れている時間の方が長い。テレビは視覚や聴覚に絶えず何かを訴えかけ、こちらは受け身になって漫然と時間が流れていくからだ。

読書とは、能動的な行為である。文章を読んで内容を理解しようと思えば、まず文章毎にそれが何を意味し、何を言わんとしているのか分析せねばならない。その上でその論なり情景なりを頭のなかで再構成して解釈したり想像したりすることになる。

読書は人に思考を促す。ゆえに読書は、ときに疲れもする。しかし、そこから人は学び、学んだことは頭に残り、世界が少し広がる。

さて、この場では新入生の皆さんに向けて、先生方にも本を紹介していただいた。

世に存在する数え切れない本の中から、これからこの大学で学んでいく皆さん向けに数冊選んでいただいている。この先四年間で読むであろう多くの本の第一冊目としてこれらの本を読んで欲しい。

## 法学部 高森八四郎先生のブックガイド

末弘巖太郎著『嘘の効用』上 富山房百科学庫40、一九八八年

大久保泰甫著『日本近代法の父 ボアソナード』

岩波新書33、一九七七年

渡辺洋三著『法を学ぶ』 岩波新書38、一九八六年

広津和郎著『松川裁判』(上)(中)(下) 中央文庫、一九七六年

新入生が大学に入って最大の喜びは、ほとんど時間に制限なく好きな本を読めるということではないかと思う。高校時代は進学進路上の希望を優先せざるを得ず、読みたい小説、読みたいコミック、読みたい雑文があつてもそれに時間を割くことに抵抗を覚え、結局、断念するということがあつたと思う。もちろん、大学では教養科目、専門科目、語学科目とたくさんあつて、そのための勉強をしなければならぬから、本当は大変なのだけれども、そこはよくしつたもので、大学側からの要請として

の単位取得のために必要とされる時間には、十分の余裕があり、好きな本を読む時間は十分にある。そこで、大学の講義のために割く時間のほかに、単に好きだから読むというのではなく、大学で学ぶために先輩として是非読んでほしいと思う本を数冊紹介することにした。私は、法学部で、民法を専攻しているから、専攻分野に傾いていることをご容赦願いたい。

①末弘巖太郎『嘘の効用』上 富山房百科学庫40

右の本は、末弘巖太郎(一八八八

—一九五二—)先生が、一九二二年七月に雑誌「改造」(四巻七号)に発表し、翌年七月他のエッセイと共に『嘘の効用』として公刊されたものを一九八八年六月富山房百科学庫におさめるにあたり、川島武宣(民法・法社会学の権威)があらたに再編集したものである。近代日本の第一級の頭脳が、この上なく明解に「真に人間の世の中を離れない生きた本当の法律」の学び方を説いたものである。本書でいう「嘘」というのは、「解題」において川島が説明しているように、「真実に反するということを知っている者が、そのことを知らない相手にそれを事実として述べてだます行為」を意味するのではなく、それは法的擬制 (legal fiction) を指しており、社会の需要と法律規則の間に乖離が生じている場合に法律改正という方法のほかに法律学が果たすべき役割を指摘して、新しい法

学方法論、すなわち、判例に学び、「判例法の法律学的構成」を主張したものであった。本書には、法律学に関する表題の講演記録のほか、政治・社会・文化に関わる末弘のエッセイが多数含まれていて、末弘スピリッツを満喫することができる

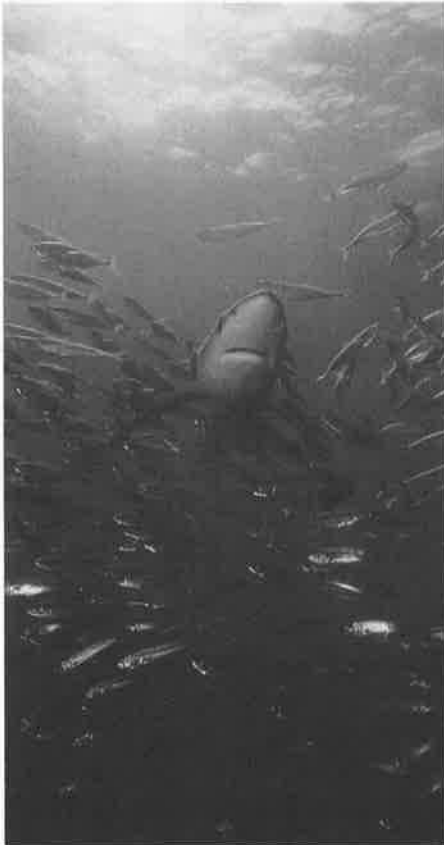
② 大久保泰甫『日本近代法の父 ボアソナアド』、岩波新書33（一九七七）

本書は、フランス人ギユスタブ・ボアソナアド（一八二五—一九一〇）の生涯から死亡に至るまでの略伝であるが、彼は明治六年から——同二二年の一時帰国をはさんで——同二八年まではるばる日本にやってきて滞在した。彼は日本の法制を「近代化」する使命を帯びてやってきて、立法と政策と教育とによって明治の「創業期の忘れ難い偉大な恩人」とたたえられており、著者によつて、これは、「外交辞令でも誇

張でもない」といわれている。一人の人物の日本における業績の紹介であるが、全体として通読したならば、明治という時代と外国人ないし外国文化、明治の時代精神、近代法典の制定とその影響など実に多面的な教養を得ることができるとも読める。易く物語的であり、ページを繰るといつぎへのサスペンスが味わえる良書である。

③ 渡辺洋三『法を学ぶ』 岩波新書 338 一九八六年

本書は、法を専門としない人々を対象に法の仕組みや法律学の性格を分かりやすく解説したものである。同著者の『法とは何か』（岩波新書黄100）の姉妹編である。日本社会の非論理的体質と法の論理の重要性、制定法と生ける法の関係、裁判とは何か、その役割と裁判過程を詳しく







解説する。実は、私が大学院生時代、著者渡辺洋三先生に指導を受けたことがあり、その当時、この先生は現代のアリストテレスかと思つた程、博識明敏な人であつた。しかも易しく説明する能力に長けているので、法学部以外の学部生にとつてもためになる本だと思ふ。

最後に、広津和郎「松川裁判」(上)(中)中央文庫一九七六年を紹介したい。この本については冗言を費やす

必要はない。裏表紙に各々真髓をつく寸評がのつている。(上)には、「昭和二十四年福島県松川で列車顛覆事件がおきた。逮捕された被告らは、十四年という長い歳月の後無罪判決を得た。この間、被告らの無実を信じ、松川裁判第二審判決を批判した、著者畢生の大作」とあり、一文学者による忍耐強い散文精神をもつて裁判の公正と尊厳を導いた、類稀なる裁判批判である。最高最大の判例

研究といつてもよいものである。刑法、刑事訴訟法を学んでいないものにとつては読み通すことは骨が折れるかもしれないが、一度読んだらその感動は一生忘れることのできない書物である。

われわれの学生時代は、「古典を讀め」とつねづねいわれそれを心にかけてもいたが、今の学生さんには、馬耳東風と受け流されかねないので、右に紹介したもののほか、せめて松本清張、司馬遼太郎、池波正太郎くらいは全部読んでほしいと思う。世間、人情、社会関係、「人生にとつて大切なものは何か」など必ず会得することがあると思ふ。

(たかもり はちろう)

## 文学部 木岡伸夫先生のブックガイド

ジュディス・L・ハーマン著、中井久夫訳『心的外傷と回復』

みすず書房、一九九六年

E・キューブラー・ロス著、鈴木晶訳『死ぬ瞬間』

読売新聞社、一九九八年

中井久夫編『1995年1月・神戸——

「阪神大震災」下の精神科医たち』みすず書房、一九九五年

特定の専門にかたよらない教養としての読書案内を念頭においたとき、どうしてもいま避けて通れない大きなテーマとして、「生きること」「いのち」の問題が浮かび上がってくる。表題に掲げた三点は、このテーマに関する私の推薦図書である。生と死について、現在の時点で考えねばならない問題は、これらにはほぼ集約されているように思える。

あの震災から四年余り、被災地の外にいる人間（私自身も含めて）は、地震の問題を終ったこととして過去

形で語るのがふつうである。物質的・経済的な意味にかぎっても、復旧には遠く、問題は解決していない。しかし精神的な意味において、阪神大震災はまだ終わっていないというよりも、むしろあるはじまりを印しているのではないか。私たちのいのちそのものが、危うい地盤に辛うじて支えられているという（壊れやすさ）が、あのとき以来意識に深く刻み込まれたのではないだろうか。

大地震は特異な形で襲ってくる天災である。だれかれの見境なく襲い

ながらも、結果的には人命や家財産の失われ方、人と人のつながりの壊れ方において露骨な差別を生じる。なかでも深刻な「喪失」を体験した

人々には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）と呼ばれる精神的後遺症を刻み付ける。ジュディス・ハーマンの『心的外傷と回復』は、そのような精神障害が、ホロコーストの生存者や戦争帰還兵、性暴力被害者、被虐待児童など、強烈な心的ダメージを受けた人々に普遍的に見られる事実であることを、さまざまな症例から裏づけている。

心的外傷は被害者の記憶に生々しい爪跡を残す。たとえば、その瞬間が白昼にフラッシュバックしたり、睡眠中の悪夢となって再現するため、事件はそのときかぎりでは終わらずに継続する。外傷的な記憶は、それを忘れようとして抑圧しようとしても、消え去ることはない。信頼

できる治療者を聞き手として過去に向き直り、自己の体験を物語るといった苦しい作業をつうじて、ようやく

く回復の途が開かれるのである。心的外傷に苦しむ人々は、ふだん私たちが思っている以上に多いはず



だ。たとえば、「いじめ」の関係者がそうである。「いじめ」の場合は、被害者とその家族だけではなく、いじめに荷担した加害者、さらには傍観者までもが、無力感を体験すること、心に傷を負う。この問題では加害―被害の単純な構図は成り立たないし、安全地帯の第三者というものも存在しない。

アメリカでは、ベトナム戦争帰還兵に見られるストレスへの注目からPTSDの研究が本格化した。それよりも早く臨死患者への直接インタビューによって、死にゆく人々の辿る心理的過程が明らかにされた。キューブラー・ロスの『死ぬ瞬間』(原題は「死と死にゆくことについて」On death and dying)は、それまでタブーとされていた「死」へのプロセスに解明のメスを入れた。重病患者は、死の宣告による衝撃ののち、「否認」や「怒り」、さらに

延命のための「取り引き」を経て、「抑鬱」に至り、最終的に死を「受容」する。このような「死にゆく過程」は、心の傷とその癒しの過程に深く重なり合うように思われる。ハーマンとキューブラー・ロスの著書は、私たちの日常生活が無数の死に取り囲まれているということを感じ起させる。

災害において、ウチとソトの区別は絶対ではなく、ウチとソトを隔てる壁は容易に崩れ去る。四年前の震災に関しては、少なくともある時期までは日本中が被災地であり、すべての人がある程度は被災者だった。

当時神戸大学の精神神経科に勤めていた中井久夫は、地震発生後ただちに被災地内外の精神科医に呼びかけ、精神的救援活動を開始した。その修羅場で奮戦した精神科医たちの記録が、はやくも三月には『1995年1月・神戸——「阪神大震災」下の

精神科医たち』として公にされた。

当然ながら体裁よくまとめられた本ではない。中井というすぐれたリーダーとその周囲に集まった医療・看護のスタッフが、何を考えいかに行動したかが、ほとんど編集もなされず、それぞれの肉声で語られている。医師や看護婦は、他を救援するばかりでなく、自身もまた救援を必要とする被災者だった。中井の要請を承けたボランティア精神科医は、被災精神科医を救援すべく全国から続々と駆けつける。こうして救ける者と救けられる者が、役割を替えてつながってゆく見事なネットワークが立ち上がる。本書を読んで私は、

いのちの現場における「臨床哲学」の誕生に立ち会う思いがした。

情報化した現代社会では、生命を脅かす現実に対して知らぬ顔をしたり、安全地帯に逃れて策を講ずるといふことは許されない。私たちがそ

の場に身を置いて考え行動するには、アリストテレスが「賢慮」（フロネシス）と呼んだような理性のはたらし、今風にいえば「人間力」ともいったものが求められる。中井による続編『昨日のごとく——災厄の年の記録』（みすず書房、一九九六年）にも、その人間力は随所に表れている。

だれもが向き合わねばならない「いのち」の問題へのよき導きとして、以上の書物を推薦する。

（きおか のぶお）

## 経済学部 森岡孝二先生のブックガイド

チャールズ・デイケンズ著、小池滋訳 『リトル・ドリット』

ちくま文庫

高杉良著 『金融腐食列島』 角川書店、一九九七年

高村薫著 『レディ・ジョーカー』 毎日新聞社、一九九七年

田村優之著 『ゆらゆらと浮かんで消えていく王国に』

TBSブリタニカ、一九九八年

### 経済小説のすすめ

経済学は大人の学問だといわれることがある。このことは経済学が大学ではじめて学ぶ学問であることに関係している。それというのも、人は経済生活についての経験的知識と経済分析のための抽象的思考能力をある程度有するようになって、ようやく経済や経済学がわかるようになるが、そういう発達段階には大学に入る年頃になってはじめて達するからである。

経済生活についての経験的知識は、消費や労働の直接体験からも得られる。とはいえ、経験の豊かさを左右するのは直接体験の量であるよりは、むしろ小説や映画などから得られる間接体験の量である。恋愛小説をたくさん読んだからといって必ずしも恋愛の達人になれるとは限らない。だが、たとえ間接体験であろうと、人生について、社会について、経済について、経験の豊富な人のほうが、経験の貧弱な人より経済学に強くなることがだけは請け合ってもよい。

間接体験の世界を手っ取り早く広げる方法の一つは映画である。私が学生であったころは、一度見逃した映画と出合うチャンスはめったになく、評判の映画でも近くで上映されなければどうしようもなかった。しかし、今では、ビデオという便利な手段があつて、ある意味では小説以上に気安く、教科書よりも楽しく映画に接することができる。映画を教材のように言うのは邪道かもしれないが、例えば、ジョン・フォードの「怒りの葡萄」(一九四〇年)、テレビンス・マックの「天国の日々」(一九七八年)、ゲリー・シニーズの「二十日鼠と人間」(一九九二年)などは、映画として第一級の傑作であるうえに、アメリカ経済と農業について学ぶところが多い。

このうち「怒りの葡萄」と「二十日鼠と人間」はともにスタインベックの同名の小説が原作である。もし、

経済と人間について考えさせられる小説を経済小説と呼ぶとすれば、スタインベックの小説はまさききこのジャンルに含めることができる。その含みでイギリス文学の古典から一冊、比較的最近出版された日本の小説から三冊を経済小説としてお薦めしよう。



◇チャールズ・ディケンズ『リトル・ドリット』小池滋訳、ちくま文庫

この長編の面白さはドリットを中心とする人間模様から来るが、そこに再現されている当時のイギリスの社会事情もそれに劣らず興味深い。物語は「貧困」と題された第一部と、「富」と題された第二部に分かれて

おり、ディケンズの人間観察の鋭さは、貧困が人をどれほど卑屈にさせ、富が人をどれほど尊大にさせるかを活写しているところにも表れている。官僚制の腐敗や株式取引所の熱病に対する痛烈な批判を読むと、バーナード・ショウがこの小説を「マルクスの『資本論』よりも過激で危険な本」と評したのも無理からぬことだと思ふ。

◇高杉良『金融腐食列島』角川書店、一九九七年、二〇〇〇円  
時代状況をこれほどタイムリーに

リアルに小説化して反響を呼んだ作品は他にあまり例をみない。野村・大和・日興・山一の四大証券と第一勧銀のトップが次々と逮捕された総会屋利益供与事件、北海道拓殖銀行の破綻に続く、簿外の飛ばしが原因となった山一証券の破綻、相次いで明るみに出た大蔵省・日銀の接待汚職、これらが事件化した近年の日本を呼ぶにこの小説のタイトル以上にふさわしい表現は見当たらない。「MOF担」も「ノーパンしゃぶしゃぶ」も世間で騒がれるようになる前に、どちらが虚構でどちらが現実か区別がつかぎたいほどに生々しくこの本に書かれている。

◇高村薫『レディ・ジョーカー』毎日新聞社、一九九七年、上・下各一七〇〇円

上下八六九ページの大長編。話は五〇年前に大手ビル会社に届いた「怪文書」とされる元社員の長い手



紙から始まる。舞台はそこからタイムスリップして、九〇年代の競馬場の風景に飛ぶ。そして、「怪文書」にからんで大手ビル会社の社長が誘拐される。社長は無傷で帰されるが、次は三五〇万キロリットルのビールが「人質」になる。サスペンス小説としての仕掛けも面白いが、企業に仕掛けられた犯罪の思わぬ展開を通して、企業社会の闇の構図が浮かび上がる仕掛けのほうもっと面白い。

◇田村優之『ゆらゆらと浮かんで消えていく王国に』TBSブリタニカ、一九九八年、一二〇〇円

著者（本名は田村正之）は日本経済新聞の記者で、この小説を書いて開高健賞を受賞した。作品の構成は巧妙精緻で、読み進んでいくと主人公の新聞記者の友人の死をめぐる演劇的な空間に日本の企業と社会の危うい姿が唇気楼のように浮かび上が

る仕組みになっている。社長でさえ会社のために犯罪行為をおかしたり、過労死したりする日本の現状に、資本主義の究極の姿を見る会話シーンに出くわしたりすると、著者がパブルの末期とその崩壊の後に東京で見たものの正体が見えてくるような気がする。

（もりおか こうじ）

## 商学部 柴 健次先生のブックガイド

白鳥栄一著 『国際会計基準——なぜ、日本の企業会計はだめなのか』

日経B P社、平成10年5月

織坂 濠著 『時価革命』 徳間書房、平成10年3月

稲盛和夫著 『稲盛和夫の実学——経営と会計』

日本経済新聞社、平成10年10月

### 白鳥栄一著 『国際会計基準』

会計は金儲けの手段ではない。個人と組織が厳しい貨幣経済の中で生きていくための手段である。会計制度が環境変化に適応できないなら、その制度が企業の環境適応を阻害することになる。そういう意味で、世界的な市場化の流れの中で日本企業が生き残るため企業会計の見直しも必要となる。このことを早くから主張されてこられたのが本書の著者白鳥氏である。

白鳥氏は国際会計基準と日本会計

の基本的違いから説く。はじめに、日本会計ではその中核をなす商法により債権者保護に重点が置かれているのに対して、国際会計基準は基本的に投資者（株主）を最も重視している。また、商法中心の日本会計は法形式を重視する傾向が強いのに対して、国際会計基準は経済的実質を法形式に優先させる。さらに、日本会計が原価主義会計であるのに対して、国際会計基準は時価主義会計により近い。

このような違いが生じるようになったのは、いわゆるトライアングル

体制と称される日本の法制度に原因がある。会計関連の商法、証券取引法および法人税法の3法が互いにもたれあってあいまいな会計制度を形成してきたというのである。そこを踏まえて、会計制度の見直しと経営者の意識改革が必要となるとというのが著者の主張である。

以上のとおり、最近の市場主義の台頭とそのインフラ整備という文脈の中で、会計システムの問題と整備の必要を説く本書の価値が輝きを増す。

### 織坂 濠著 『時価革命』

会計が経営の本質を変えろという論調の書はない。現実はどうなんだと繰返し説くのが、本書の著者で元日銀マンのアナリスト織坂濠氏である。企業会計審議会が時価会計の導入（実際には一部項目の時価評価の



導入)を打ち出したことも、氏によればより大きな時価革命のひとつの象徴にすぎない。その立場からこの革命が持つ意味を論じ、これに気づかぬ多くの経営者に警告を發している。

時価革命は、はじめ時価会計の導入という形で現われる。しかし、時価概念の浸透はいずれ終身雇用、年功序列型賃金、企業別労働組合といった日本の経営の根幹を一変させるまでの破壊力を持つ。そういう意味で、まさに革命なのである。

「財務諸表が信じられない国ニツポン」の会計は「ウィーク・アカウンティング(甘い基準の会計)」であり、ここでは「隠すことができる失敗は隠せなくなる大きさまで育つ」という話は説得力がある。そして昨今の粉飾決算シンドロームを断ち切り、わが国企業の財務諸表の信頼性を回復させる手段が時価会計の



導入なのである。

その時価会計は、含み経営を許さなくなる、現在を重視する風潮を生む、キャッシュこそが企業の真実を

表すと考えられるようになることから、経営に対する考え方にも変化が出てくる。最大の固定費である人件費を流動化する方向が出てくれば終身雇用制は維持できない。業容の限らない拡大によるポスト確保すなわち企業の成長が望めないとなると年功型賃金体系は維持できない。さらに、労働をその時価で評価すると組合内に時価の高い人と低い人とで対立を生ずることになるため、いずれ企業別労働組合も維持できなくなる。こうして日本の経営の根幹がごとごとく崩壊されるというのである。

以上のように、現行実務の環境変化への対応を考えるヒントをふんだんに提供している。

稲盛和夫著 『稲盛和夫の実学

— 経営と会計 —

経営にとって会計が重要であることをこれほどストレートに著した書

も少ない。書き手は京セラの創設者で会長の稲盛和夫氏である。「会計がわからなくて経営ができるか」という稲盛氏の思いによって、稲盛流(京セラ流)「経営のための会計学」が説かれている。

この書物を文字通りの「稲盛流の経営と会計」の書として読んで問題はない。しかし、本書の主題のひとつである「常識にとらわれないことの重要性」については広く一般の読者に通じる話であるし、経営や会計の常識を多少かじった者にとっては、常識と「非」・常識(非常識ではない)の違いがよく分かる。

会計学の教科書には書いていない稲盛会計学の原則とは何か。専門家の常識を鵜呑みすることなく原理原則に則って物事の本質を考えると、い

み出されてきた。

① キャッシュ・ベース経営の原則—会計はキャッシュベースで経営をするためのものでなければならぬ。

② 一対一対応の原則—経営活動において動く「モノまたは金」が必ず「伝票」と一対一の対応を保たなければならない。

③ 筋肉質経営の原則—強い筋肉質の経営を行わねばならない。不良資産を抱え込まない、固定費の増加に細心の注意を払う、投機は行わない、いま必要なものだけを買うなど。

④ 完璧主義の原則—曖昧さや妥協を許さず、あらゆる仕事を細部にわたって完璧に仕上げることをめざす。

⑤ ダブルチェックの原則—性悪説に立つのではなく、社員(人)に罪を作らせないために、ダブル

ルチェック・システムが必要であり、実際にダブルチェックせよということ。

⑥ 採算向上の原則—社員すべての行動が採算の向上につながるように経営と会計が行われなければならない。京セラでは「アムバ経営」と「京セラ会計学」が採算向上の原則の下で整合性がとられている。

⑦ ガラス張りの経営の原則—会社内では従業員に対して、会社外では一般投資家に対して、会社の経営状況をガラス張りにすること、また、それを前提とした経営を行うことが大切だということ。

以上の諸原則にならない、皆さんも大学生の原則を確立されてはどうか。

(しば けんじ)

## 社会学部 舟場拓司先生のブックガイド

サミュエルソン著「経済学」岩波書店、一九八一年

ステイグラー著「価格の理論」有斐閣、一九九一年

ケインズ著「平和の経済的帰結」ケインズ全集第二巻

東洋経済新聞社、一九七七年

ケインズ著「雇用、利子、及び貨幣の一般理論」

ケインズ全集第七巻 東洋経済新聞社、一九八三年

フリードマン著「資本主義と自由」マグローヒル好学社、一九八一年

内田義彦著「作品としての社会科学」岩波書店、一九九二年

岩井克人著「ヴェニスの商人の資本論」筑摩書房、一九八五年

岩井克人著「貨幣論」筑摩書房、一九九三年

村上泰亮著「反古典の政治経済学」上・下

中央公論社、一九九二年

新入生のみなさん、入学おめでと  
う。

選びの参考になればというつもりで  
いる。

新入生向けに読書案内をとの依頼  
であったので、私の体験を書くこと  
にした。自分の気に入った本でない  
と、なかなか集中して読めないと思  
われるので、私の本との出会いが本

私が大学に入学したのは二〇年以  
上前になる。第二次石油ショックの  
二年前であった。経済学を志望した  
ので、まず、何か経済学の全体像が  
わかる本を読もうと、サミュエルソ

ンの「経済学」を選んだ。この本は、  
経済学教科書のベストセラーであり、  
現在も版を重ねている（現在は共著  
になっている）。ありふれた言い方  
であるが、非常に面白い本であった。  
高等学校の勉強が薄っぺらなもので  
あったと痛感した。入学試験で高得  
点をとる訓練と全く違う態度で勉強  
しなければいけないということに気  
付いた。印象的な図を伴った合成の  
誤謬の記述から始まって、奥深い内  
容の本であった。このときに新古典  
派に取り込まれたのかもしれない。

市場メカニズムの強靱さを勉強す  
ることは実に楽しかった。入学試験  
の勉強は楽しくても点が取れなけれ  
ばならない。ところが、大学の勉強  
はどう考えるかという、一つの作品  
を仕上げるのに似た喜びがある。い  
やなことを渋々やることに比べれば、  
楽しいことを思う存分できることは  
雲泥の差がある（ただし、勉強を生

業とする以上、ある程度の成果はあげなければならぬが。そのころステイグラー「価格の理論」を読んだ。情報の経済学の点から、財の価格の標準偏差が財ごとに違うことを見事に説明している。たとえば、大  
学助手・講師の年収の標準偏差は  
学教授の標準偏差よりも小さいのは  
なぜかという疑問を説明してみせる。  
サミュエルソンの本もそうであるが、  
この本も読んだらわかるという代物  
ではない。読んで良く考えないとい  
けない。その営みが勉強であると思  
う。

ゼミでは、経済の見方に関する研  
究というテーマであった。視点を保  
守主義 (Conservatism)、自由主義  
(Liberalism)、及び革新  
(Radicalism) に分けて、著作を読  
むという内容であった。そこで、ケ  
インズ「平和の経済的帰結」を読ん  
だ。この本は、第一次世界大戦後の

ドイツに対する多額の賠償を英米両  
国が放棄すべきことを緻密に説いて  
いる。これをきっかけに、私はケイ  
ンズに大きく傾倒していった。そう  
して、代表作「雇用、利子、及び貨  
幣の一般理論」に挑戦したが、呆気  
なく跳ね返された。じっくり時間を  
かけて読むべき本であると思う。

さらに、もう一冊印象的だった本  
はフリードマン「資本主義と自由」  
である。市場の有効性を確信して、  
議論した本は著者の気迫を感じるも  
のであった。医師などの国家資格よ  
りも市場メカニズムに頼る方が良い  
という主張は私にとって非常に斬新  
であった。

列挙した本は全て翻訳物になって  
しまった。それ以外にこれらの本に  
共通しているのは、漫然と読むだけ  
では何も残らないということである。  
分かった気にすらならない。分から  
ないことが重要なのだと思う。何か

分かった気にさせられる本は大学時  
代には極力避けて、考えさせられる  
本を選んでほしい。

社会科学では、なぜ本を読むこと  
が重要かを主張している本に、内田  
義彦「作品としての社会科学」があ  
る。社会科学を勉強するときの姿勢  
について参考になる。

最後に、お薦めの本を紹介してお  
く。岩井克人「ヴェニススの商人の資  
本論」、「貨幣論」。そして、村上泰  
亮「反古典の政治経済学」。特に、  
後者はこれから国際競争の中で生き  
ていく人々にとっては是非読んでおく  
べき本であると考ええる。

(ふなば たくじ)

## 総合情報学部 黒葛裕之先生のブックガイド

「インターネット読書のすすめ」

中山靖司 『電子マネー技術と特許』

岩下直行・谷田部充子

『金融分野における情報セキュリティ技術の国際標準化動向』

中山・太田・松本

『電子マネーを構成する情報セキュリティ技術と安全性評価』

宇根正志 『公開鍵暗号方式 EPOC について』

インターネットに代表されるように、現代はネットワーク社会になりつつあります。そこではネットワーク上で商取引を行うことが進行しています。インターネットのホームページを使った仮想商店街（ヴァーチャル・モール）は既に一般的でありますし、国内線の飛行機の座席予約もインターネットでできるようになりました。

しかしインターネットを使った取引では、最終的なお金のやりとり（決

済）まで至っていないようであります。なぜインターネット上で決済機能が実現できないかといいますと、インターネットはネットワークの世界では「無法地帯」であるからです。例え話をしますと、「赤信号では停車し、青信号で進む」というのは日本では常識ですし、世界的に見ても同様のルールがあります。そうい

がうまく機能しているのは、そういうルールを決めて、社会のみんながその決まりに従っているからです。



ネットワーク上でも、そのようなルールを決める機関が必要です。従来型のネットワークでは誰かが管理者となり全体をコントロールしていましたが、ルールを守らない利用者は排除されてきました。

ところがインターネットの世界では、肝心のネットワークの管理者がいません。もちろん関西大学内におけるネットワーク管理者なるものは存在しますが、インターネット上のデータ通信というのは、広い道の中で大型ダンブも、乗用車も、自転車も、人力車さえ通行する、人馬混在というような混沌とした状況です。または西部劇でよく見るような、インディアンやならず者がたむろする中を駆け抜ける駅馬車のようなものです。よくいわれるようにインターネットのメールではクレジットカードの番号を送らない方がいいというのは、このような状況をさしている



のです。いつどこで悪者が電子メールの中身をのぞいたり、改竄したりするか分からないような状況であるからです。

しかしながらそのような混沌としたインターネットの世界でも、決済機能を円滑かつ確実に行うことが求められてきました。数は力です。非常に多くの人がインターネットを使い、それが社会的に認められてくると、荒野をかける駅馬車のようなインターネットの世界でも、確実に相手方に情報を届けることが求められるようになってきました。具体的には「電子マネー」のようなネットワーク上で通用する通貨が考えられています。

ずいぶん前置きが長くなりましたが、インターネット上の商取引や決済機能について、非常に多彩な研究を行い、その成果を公表しているものとして、日本銀行金融研究所ディ

スカッション・ペーパーシリーズがあります。日本銀行金融研究所は、昭和57年10月、日本銀行創立百周年を記念して以下の目的で設置されたものです。①金融経済の理論、制度、歴史に関する基礎的研究の充実に図り、日本銀行の政策の適切な運営に役立てる（政策のバックボーン作り）。②学界等との交流を促進する。③外部の研究活動の便宜に資する各種情報、資料等を公に提供する。その詳細は、ホームページを参照してください。

(URL <http://www.imes.bor.or.jp/>)

さて、日本銀行金融研究所デイスカッション・ペーパーシリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを求めるところを意図したものとされています。この中で電子マネーやネットワーク

のビジネス利用について、非常に興味深いレポートが多いので少し紹介したいと思います。中山靖司「電子マネー技術と特許」、岩下直行・谷田部充子「金融分野における情報セキュリティ技術の国際標準化動向」、中山・太田・松本「電子マネーを構成する情報セキュリティ技術と安全性評価」、宇根正志「公開鍵暗号方式EPOCについて」などのレポートがそれです。これらは、すべてAdobeシステム社のAcrobatというPDF形式で提供されていることも特徴です。たとえば、中山靖司、「電子マネー技術と特許」のレポートは、プリンターで印刷すればA4版で70ページにもなりますが、わずか約500キロバイトに圧縮されています。インターネットのホームページからダウンロード可能です。つまり通信費用やプリント費用をのぞけば全く無料で利用できるこ

とになります。

今後このような形式の電子出版物が増えてくると思いますが、印刷物に比べてタイムリーに公開されることが特徴です。これを機会にみなさんもインターネット読書をしてみてはいかがでしょうか。

なお、日本銀行金融研究所デイスカッション・ペーパーシリーズは、インターネットの次の箇所からダウンロードできます。

<http://www.imes.bor.or.jp/>

[japanese/jdps98\\_index.html](http://japanese/jdps98_index.html)

(くろくす ひろゆき)

## 工学部 山本秀樹先生のブックガイド

大江修造著 「設計者のための物性定数推算法」

日刊工業新聞社、一九八五年

R. C. Reid 著 「The Properties of Gases and

Liquids, 4th edition」 McGraw-Hill

相良 紘著 「入門、化学プラント設計

(基本設計の進め方と実際)」 培風館、一九九八年

### 化学装置設計の出発点

工学部の新入生の皆さんに、大学で学んでいくにあたって読むべき本を紹介するように依頼を受けた。何分にも私は読書家と呼べるような者ではないので、何が新入生に推薦できる本なのかよく知らないのが正直な気持ちである。しかし、私が出会った幾つかの興味深い専門書なら紹介できると考えてお引き受けした次第である。

私の専門は化学工学 (Chemical

Engineering) である。私は学生の頃から熱力学、相平衡、エネルギー工学、分子化学工学をキーワードに研究を進めてきた。そのきっかけとなった専門書が大江修造著「設計者のための物性定数推算法」日刊工業新聞社、R.C.Reid 著「The Properties of Gases and Liquids, 4th edition」 McGraw-Hill である。化学装置はどうやって設計され、操作されるのかに興味を持っていた私はこれらの本の中に出発点を発見した。

単に化学装置や化学プラントを設

計するといってもその出発点は何か? という疑問に出会うことは避けられない。一般物理化学も重要であるし、反応工学、化学平衡等の専門書も勿論大切である。当然、これらの専門書もリンクさせて読む必要があることは言うまでもないが、本当の出発点には出会うことがなかった。化学装置の設計者が具体的にその出発点とするのが、取り扱う化学物質(固体、液体、気体)の基礎物性値の調査であるといえる。これらの基礎物性値をどのように入手し、化学装置の設計、操作、運転へと展開するかが技術者のテクニクとなるといつても過言ではない。必ずしもあるとは限らない物性値を、既存のデータを駆使してどのように予測して設計に用いるかも大変興味があった。大江修造著の「設計者のための物性定数推算法」のタイトルはとても硬そうな感じがするが、中味は基礎物



理化学の立場から、密度、蒸気圧、比熱、気液平衡などを各章に分けてわかりやすくまとめている。さらに、文献に実測値が無い場合を想定して、それぞれのデータの予測、推算について詳しく説明している。

私の場合は、院生のころアンモニア (NH<sub>3</sub>) を作動媒体とする化学装置 (ヒートポンプ) を設計する機会を得た。このとき、装置の材質、容器の厚さ、装置のスケールをどうやって計算するのか全く知らなかったばかりか、設計した装置の効率には自信がなかった。とにかく、アンモニアの蒸気圧 (圧力) と温度の関係式を化学工学便覧から探し出した。つぎに、アンモニアの比熱からエンタルピーを計算した。しかし、実際に必要な値は純粋なアンモニアではなく、アンモニア溶液なので結局暗礁に乗り上げた次第であった。

大学院では、高圧下でのアンモニ

ア溶液の粘性率、密度、比熱といった基礎的な物理学的性質を実測した。上述の参考書を用いて予測された値と、実験装置で測定された値が良く一致したことは感激であったと同時に、次のステップに向けての大きな研究意欲をかきたてた。出会った本は、まさに必要と興味が一致した絶好の教科書となった。この経験は私の大学卒業後の進路にも大きく影響したことはいうまでもない。もしかしたら新入生の皆さんも、大学時代の本との出会いが将来を決定するかもしれないと思っています。私たちが本をどのように用いるかによって、それぞれの本には未知の可能性があると考えています。つまり、同じ本でも読み手の必要と興味によって本の持つ可能性は無限であるように思っています。それはちようど、新入生一人一人の持っている将来性とと同じくらいに大きなものかもしれ

ません。最近では、相良紘著「入門、化学プラント設計 (基本設計の進め方と実際)」培風館のように、大学で装置設計を学ぶのにふさわしい専門書もたくさん出版されており、是非参考にしてほしいと思っています。最後に、私は新入生の皆さんが関西大学で出会った人や本が、一つの新しい方向性をきつと与えると考えています。皆さんの大学生活が実り豊かであることを祈って止みません。

(やまもと ひでき)

連  
載

# 日本中国ことばの来往ゆきき

## 風化——黒白を超えて

その59

芝田 稔

### 名言も時には風化

中華人民共和国が誕生してから今年は五〇周年の記念すべき年である。そのために種々の事業や行事が行われるが、その中でも最も注目されるのが憲法の改正である。詳しいことはまだ分からないが、正月以来の改正条項で判明したのは私有財産を認めることを頂点として改革开放・市場経済の実施以来この二〇年間に生じた内政上の矛盾の是正ということが最大の眼目であろうと思われる。さてその矛盾がどのような表現によつて中国の大地を静かに這っているのか、曾ての名言も風化現象を起してい

るようである。

人民ノタメニ奉仕セヨ

「為人民服務」人民のために奉仕せよ」という標語は毛沢東が共産党人たる者の活動指針の最重要として明示した名言である。この名言は延安時代からの常套語であったことは、エドガー・スノーの『中国の赤い星』から知つたのだが、中国全土に流行し始めたのは一九四九年からである。

日本の敗戦後、中国では国共内戦が再燃し、四九年四月には国民党政府を支えていた牙城・上海市が激戦の末、中共軍の手によつて解放された。

この時の模様を外国従軍記者のひとり<sup>①</sup>が、中共軍兵士のことを「月の世界からやってきた兵隊」と表現したのである。つまり地球上では皆で見たこともない兵士たちであることに気付いたからである。

それより二〇余年前、軍閥割拠の時期には「奸人不当兵<sup>まとも</sup>」正面な人間は兵士にならない」という諺さえあったくらい、戦闘に勝てば略奪は思いのまま、どんな悪事も平気でやるのが兵士だと悪評されていた。

ところが上海を解放した兵隊は略奪はしないし、自ら大通りに野営し、秩序正しく厳正に治安維持を守り、市民の所有物には一切手を触れず、市民から慕われる兵士たちであった。外国の記者には初めて見る中共軍であった。その後この模様は劇化されて「南京路上好八連<sup>南京路上の模範第八中隊</sup>」として、上演されたのであった。「あれは対外宣伝の所作であろう」と評した向きもあったが、毛沢東の名言が一兵卒に至るまで徹底的に実践された時期でもあった。

ところが今日、中央テレビ局のワイド番組に「焦点放談<sup>②</sup>」時の話題を追って」というのがある。その中で公安機関から警察派出所に対して「創収<sup>③</sup>」を強要しているのが放映されたという。

警察署は派出所の警官に対して、できる限り罰金を取

るように指令を出しているが、これはより多く取った者ほど勤務成績が良いことになるわけで、罰すべきでない者まで罰せられ、軽い罰金でも一層重くなる。しかもこの罰金は、その機関の「裏金」になっているといわれている。

この外教育機関（特に大学理工科）科学研究部門、文芸団体等でも大小の「創収」が行われている。卒業生の募金でホテル形式のビルを建て、宿泊はもちろん、市民の結婚式・披露宴まで請負ったり、工学部では自動車の修理工場や玉製品の研磨工場を有し、企業形態を整えている大学もある。今や名言も「為人民幣服務<sup>人民券のために奉仕せよ</sup>」と異化しているともいわれている。

#### 革命ハ客ニ大判振舞スルコトテナイ

「革命不是請客吃飯送禮<sup>革命は客を招いて食事をしたり物品を送ることではない</sup>」とは、文革末期から流行した名言である。例えば、

安徽省委では有力な措置を講じ、断固として「客を招いて食事をし物品を送り、大判振舞いする」よこしまな風習を中止した（「人民日報」七七・一二一四）

最近中国では毎年公費で使う飲み食いの費用が一十億

元（一元が十五円）に達しているといわれる。国も大きい浪費も大きい。かの名言も、今や「革命は請客吃飯送札」革命は客を招いて食事をし物品を送ることである」と変身したかに見える。

### 苦ヲ恐レズ、死ヲ恐レズ

「一不怕苦、二不怕死」一に苦を恐れず、二に死を恐れず——これは毛沢東が苦難の崖縁に立つた時、好んで使用したスローガンである。対日抗戦中はもちろん、国内戦時にも、また災害を救済する等の非常事態に直面した際、人びとを奮い立たせるスローガンとして大いに役立つ。だがこの名言は平和な時代に正常な活動や作業の過程では、職権に任して濫用できないものである。

鄧小平はその辺をよく心得ていて、自然条件に起因する貧富の差を漸次是正する施策を取つたのに、今尚革命と建設の目標は右のスローガンだと考えている地方幹部が少なくない。例えばある工事現場では多くの死傷者を出したが、その原因は指導幹部が自己の偏見を押し付け、安全措置をとらなかつたからであった。つまり彼は「苦を恐れず、死を恐れず」という名言を濫用して労働者に対し「苦しむのが当り前、死ぬのが当り前」と信じていたのである。

### 全テハ實際カラ出発スル

「全ては実際から出発し、大衆と密接に結びつき、批判した自己批判する」——これは毛沢東が強調した「三大作風」<sup>①</sup>として有名な活動や仕事する場合の方法と具体的に示した名言である。それが今日一部幹部の間では「全ては実益から出発し、上級と密接に結びつき、人を褒めて、自分を売りこむ」と変化してきた。だから幹部でも実益が伴わない事には手を出さず、上司の機嫌取りに時間をつぶす者が少くない。最近の民謡は言い当てて妙である。

不跑不送、原地不動か 駆けもせず贈りもせずば、  
元の地位。

只跑不送、平級移動ひら 駆けずるだけで贈らずば、  
平の机を回るだけ。

勤跑多送、提拔重用 駆けこまめ、多く贈れば、  
拔擢、重用、疑わず。

### 容庚先生の晩年を念う

「老圃秋容淡、黄花晚節香」——長年にわたりよく耕された畑（中国古文字学界を指す）、その秋景色は閑静であるが、さすがは菊花、老後を全うし弥いひが上にも芳香

を放っている。

漢字でわずか十字であるが、この詩句は元中山大学副校長で中国古文字学界の大先輩である容庚先生のお人柄と全生涯を端的に表わしている点で光っている。

清朝末期に生れて学問に志し、後世に不滅の業績を残した中国の学者の多くは、大なり小なり、中国の革命につぐ革命のここ百年間に、予期しない難関に何度遭遇したことであろうか。筆者が容庚先生の講義を受けていた三年間は先生にとつては、まさにそんな一時期であった<sup>④</sup>のか、と今回顧しているのであるが、最近読んだ黄天驥『記実話実説的容庚教授』実際のことをありのまま



話した容庚教授の記録<sup>⑤</sup>』は解放後も幾多の受難にもめげず誠実一途に乗り越え、学者として蓄積した書籍や文物の全てを公共機関に寄贈してから、天寿を全うしたという先生の姿を、五十数年振りに蘇らせてくれたのである。

**当て推量と実事求是**

解放後五〇年代に入り「反右派闘争」が学术界にも浸透して来た頃である。五四以後の新文学運動の担い手の一人であった胡適<sup>⑥</sup>に対する批判が始まると、容庚教授が真つ先に矢玉にあげられた。教授の常々から学問研究は「靠猜<sup>⑦</sup>推量（疑ぐる、当てる）に頼る」ものだと主

張し、これまでのあの膨大な著作も全て「推量し疑ぐることから出発し、実物についてあれこれ比較研討を加えた。その結果裏付を掴み、ま的を射るといふ方法を取った」といつていたのが災いを招いたのである。

ある者は「容教授の学問は当て推量の集積であつて、青年に対し唯心主義思想を注入するものであり、胡適の亡霊を呼び戻す行為だ」またある者は「教授は講義中に一度だつてマルクス・レーニン主義について話したことがあるだろうか？」と問い詰める。

カッとなった容先生は……

「中国の古文字の中にマルクス・レーニン主義は見つからない。私は分からないから話しができない。ただ当て推量、当て推量だけなのだ」といい切つて後は無言。

大小の批判会は、いつも双方が角を突き合したままに終る。最後には主催者側が業を煮やし「容庚の研究方法も広く解釈すれば科学研究でいう『実事求是』事実に基づいて真実を求める』に当る。全て現物資料から出発しているのだから、唯物主義的態度であり、マルクス・レーニンの精神に符号していると見てもよからう」と解説してケリとなつた。

## 重要文物と偽物骨董

娘の容璞女史によれば、容先生は「昔から月給の半分を生活費として母に渡し、残りを書籍や青銅器、書画の購入に当てていた」という。先生の書齋には金石資料の書籍だけでも五千巻に上り、他にその研究書や漢字研究に必要な法帖や拓本等を加えると優に万巻を越え、また別に先生珍藏の古代青銅器類や一千余幅の書画類もあつた。

六〇年代になつて中国経済が行き詰ると「抜白旗」<sup>⑦</sup>「交心」「整風」といった大衆運動が連日の如く発動されたのである。そのたびに先生が吊し上げられたこというまでもない。

その頃容夫人は地主出身であるという理由で実家へ帰され監禁の身となつた。八〇歳に手が届く年齢であるのに独りぼつちになつた先生は、それ以後は食事毎に飯盒を提げて学内食堂へ通つていたのである。

やがて「文革」<sup>⑧</sup>が始まり、学内を「紅小兵」<sup>⑨</sup>が闊歩し出した。ある時彼らは容先生に向つて「『語録』<sup>⑩</sup>を暗誦してみろ」と迫つたことがある。無言で答えようとしないので「では『三天山』<sup>⑪</sup>とは何か？」と詰問する。するとすかさず「語録の暗誦、朝あしたに（上司に対し）

伺いを立て、夕ゆぐへに報告することだ」。とんでもない回答に彼らは驚いて逃げて行つたそうだ。また批判会の席上林彪事件が起つた原因を問われた時も「毎日お互いに階級闘争ばかりやっているからだ……」とまで言つた突端、司会者から発言中止を命ぜられたのであつた。以来先生は「反革命」のレッテルを貼られたのである。

七四年夏の「評法批儒」<sup>⑩</sup>大会の際、発言を求められるや先生は静かに立ち上ると「私は話しません」。一呼吸置いて声を大にして「これ以上孔子を批判せよと強迫するならば私は、前の珠江に飛び込みます」と声明した。これには左派の連中も度肝をぬかれてしまった。

だがその結果、いよいよ打倒容庚の気焰が盛り上る。容先生の同僚や助手たちを動員して最後の総攻撃を加えたのである。先生が所蔵する国家的重要文物を外国へ売つたことを実証する算段であつた。

「洗いざらい白状しないか？」

「本當にしない。」

「十分な証拠を握っているのだ。あくまで罪を認めないなら、死ぬ以外に道は無いと思え。」

「無い、といつたら無い。」

司会者はテーブルを叩き冷酷にいう。

「お前は棺桶を見るまで強情を突張る気か。ヨーシ

生き証人、出て来い！」

突端に会場は水を打つたよう。立ち上つたのは、なんと容先生の同僚で親友の教授ではないか。

「容庚、どうして無いなどと。貴重な文物、あの鼎を米国人の×××に売つたではないか。××年×月に。その時、その場で、私はこの目で見ていたではないか。」

会場は割れんばかりの罵声と怒号に湧いた。

「容庚を打倒せよ」「正直に白状すれば寛大に」「抵抗すれば嚴重処分だ」「容庚の言い逃れ許すな」

最後に司会者が厳そかに……

「容庚、こんな事があつたのか、なかつたのか？」

容先生はしばらく考えてから、低い声で……

「ありました。」

大衆は固唾かたずを飲んで、先生の申し開きを待った。

「あの鼎は偽物です。私は偽物の骨董品をアメリカ人に売りました。」

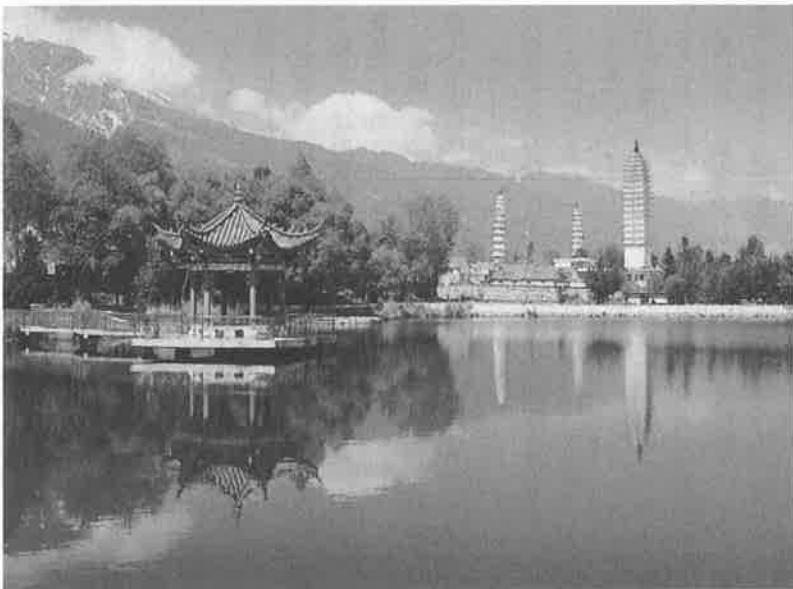
この言葉が終るや大衆は一時呆然、次いでどつと大笑いとなつた。あつけにとられた親友の先生は静かに坐る。この教授は「功を立てる」ために「臭い弾丸たまたま」を打つたのか、それとも容先生を助けるために「偽の弾丸」でごまかしたのか？ 何れにしても階級闘争の本質は複雑で

あつて誰も判断のしようがない。会場は笑う者、怒鳴る者、許してやれと叫ぶ者、首を横に振る者で大混乱。司会者は困り果ててそれ以上攻撃することを止め、散会を宣言した。容先生は急ぎ足で飯盒を提げて食堂を目指して行くのであった。

### 万難に堪え天寿を全うす

四人組が打倒されてから後、容夫人は八年振りに大学へ帰つて来た。これで先生は漸く正常な生活に戻り、商承祚教授と共に院生の指導に当つた。先生は已に八〇歳を越えていたが、豊富な資料を駆使して熱心に指導を続け、倦むところがなかつた。以前にも増して立派な学者として老後を送られたのである。

八〇年代に入ると間もなく先生は生涯貯えた蔵書から青銅器類及び書画に至るまで一切を広州博物館、広州美術館、中山大学図書館に夫々寄贈されたのである。二八歳の時北京に出て以来五〇余年間心血を注いで購入したこれらの文物が全て運び去られた後、四面寒々しい空の部屋と対面した先生は数日間、不眠症に悩まされていたといわれる。また先生は臨終の際にも家族に向つて書画を陰干しするようにと、何度も讒言を言つたそうである。それほど文物に対する愛着をもつておられたのだが、国





家を大切に、学術を大切に考え、後に続く研究者のために全てを捧げて往かれたのであった。最後に黄天驥氏の言葉でこの報告を閉じる。

「容庚先生は眞実の人であり、眞真正銘の人である。誠意を貫いて気高く、祖国を熱愛した、卓越した学者である。」

注 ① 印度人記者であつたと記憶している。

② 「収入ヲ創造スル」の略語、八四年の流行新語。

③ 六二年北戴河工作会議で決定した自己改造の指針。

④ 四一年十二月八日、日本軍は北京のハーバード系燕京大学を占領し学生を北京大学、師範大学に転籍した。容庚教授は北京大学に転職され、筆者は四二年九月（三回生）より三年間講義を受けた。

⑤ 「随筆」九八年六期所載。

⑥ 米国留学中の一七年一月『新青年』に「文学改良芻議」を發表、以来米国の実用主義を鼓吹した。

⑦ 抜白旗Ⅱ反右派闘争運動。交心Ⅱ党に対し心の底をさらけ出す運動。整風Ⅱ党内を整理・整頓し純潔化する運動。

⑧ 文化大革命のことで、六六年五月から七六年十月までの十年間、国家・人民に大損失を与えた空前の大政治運動（当代中国流行語辞典）。

⑨ 大学、中学生の「紅衛兵」に対する小学生の組織。

⑩ 「毛主席語録」のこと。

⑪ 中国建設を阻む帝国主義・封建主義・資本主義。

⑫ 七四年法家を尊重し儒家孔子を批判した政治運動。

（しばた みのもる・元文学部教員）

連載

研究余滴

## フランス詩の歴史（その八）

### 第三章 十七世紀・古典主義時代

（その二、古典主義の形成）

山村嘉己

1

ルイ十四世 Louis XIV (在位一六四三—一七一五) の絶対専制王政に象徴される十七世紀フランスも、その前半はけっして平静な状態ではなかった。十六世紀後半の宗教戦争はついにアンリ四世 Henri IV (在位一五八九—一六一〇) の暗殺まで生み、騒然たる空気はなかなか収まる様子ではなかった。もともと、後をついだルイ十三世 Louis XIII (在位一六一〇—四三) は強力な宰相リシュリュー Richelieu (一五八五—一六四二) の援助を得てフランスの平静化に努力し、かなりの成果を収めたが、



ルイ十四世

この二人の相ついででの逝去によって、絶対王政への反抗の芽はなかなか圧伏されることはなかった。しかし、ルイ十四世は名宰相マザラン *Mazarin* (一六〇二—一六六二) の協力によって、着々と王政の勢力を拡大し、とくに高等法院と大貴族とによって企てられた反乱、フロンドの乱 (一六四八—一六五三) を制圧したことでようやく全国的な動乱に終止符をうち、その後、マザランの死によって、自ら親政を試みるころ (一六六二) には、まさに絶対王政は確立し、宰相を置くこともなく、いわゆる「国家とは私のことだ」*L'Etat, c'est moi* ということばに象徴される政治を行うことになった。

このような強引な権力の下に、古典主義時代の文芸は絢爛たる華を咲かせることとなる。レ・クラシックと呼ばれるコルネイユ、ラシーヌ、モリエール、ラ・フォンテーヌを始めとして、絵画ではニコラ・プッサン、クロード・ロラン、ゴブラン織のル・ブラン、音楽ではリュリ、建築ではマンサール、ル・ヴォーなどの名を逸することはできない。しかし、後でもふれるが、詩の世界でいうと、マレルブ、ボワローなどの名は忘れられないが、レ・クラシックの詩劇を抜きにすれば、必ずしも豊潤な時代であったとはいえないのではなからうか。

## 2

かくて古典主義時代の文芸についてふれる時が来たが、すでに述べたように、この古典主義ということばは、十九世紀のロマン主義運動の唱導者たちのなから生まれたもので、当事者たちには自らにそのような党派的な意識はまったく存在しなかった。コルネイユとラシーヌのように、お互いはむしろつよい対立意識を燃やすほどであった。しかし、長い歴史的な視点から見れば、そこには同時代的ないろいろな特色を見出すことができる。以下にそのいくつかを紹介しよう。

先ず総括的にいって、古典主義はそれに先立ったバロック時代への反撥の要素がつよい。バロックとは《誇張したもの》、《見せかけだけのきらびやかさ》という意味であり、南方のイタリヤ・スペインの影響をつよく受けていたものなのだから、古典的とは、当然《自然なもの、真実を狙ったもの》ということになり、そこには《礼節にかなった節度のある》姿勢がなければならず、個別、特殊なものよりは一般的、普遍的なものが喜ばれることになる。人間にとつては感情よりは理性が尊いのである。このような雰囲気醸成されるには大きな理由があった。それは《社交界》(*le monde*) の出現である。この社

会は貴族でも上流の人が集い、ふつう、有力者の夫人など才色兼備の女性を中心にすえて開かれたサロン(le salon)によつて展開される。なかでも有名なのはランプイエ公爵婦人 *M<sup>me</sup> de Rambouillet* のそれであり、一六一八年頃からアルテニスの異名で知られた「青い部屋」という自分の部屋に多くの有名人・文学者を集めたのであった。宰相リシュリユーも含め、マレルブ、ヴォージュラ、コルネイユなどもそのメンバーの一人であった。この後、世紀半ばにはスキュデリー *M<sup>lle</sup> de Scudéry*、サブレ *M<sup>me</sup> de Sablé* などのランプイエ家の常連であった人々も自らの部屋に多くの文人たちを招き入れることになり、その他、ロングヴィル公夫人のサロンなど、まさにサロンはパリ社交界の花形となった。

このサロンに集まった人びとは、主に会話を通じて互いの趣味の洗練をはかり、優雅な恋のマドリガルに打ち興じ、ソネなどを競つて作り合い、書簡詩を朗読したり、気のきいた箴言しんげんの創作に熱中した。このため、フランスの社会には礼節や優雅さを尊ぶ風潮がひろがり、洒落た会話の流行はついにプレシオジテ *Préciosité* (気取りすぎ) の悪習を生むまでに到つた。モリエールの『嘲笑わらわうべき気取り女たち』はこの風習をつよく皮肉つたものであった。

しかし、一方ではこの礼節・品位の尊重は当時の社交界のもつとも大切な態度として多くの人々に重んじられ、オネットム *honnête homme* (教養深い人) という人間像がサロンの中心をなすことになる。この人たちは文学、芸術の秩序を支配し、のちには国家の精神にもつよい影響を及ぼすに到つた。サロンはその後もフランス文学の中心となり、近代に到るまで形は変わつても社交界の中心を形造つていた。

### 3

上に述べたサロンから生じたともいえる重要な制度がフランス・アカデミー *Académie française* である(一六三七)。これは形こそ変れ現在も存在しているので、後にルイ十四世が作らせたコメディ・フランセーズ *Comédie française* とともに長くフランス文化・文芸の骨組をつくり上げているといつてもよからう。このアカデミーは一六一九年ごろヴァランタン・コンラール *Valentin Conrard* のサロンに多くの文学者や文学愛好者たちが集まつて文学を論じたところから始まり、宰相リシュリユーがこれを利用し、国王の保護下に置き、国家統制に役立たせようとしたときに成立した。一六三五年にルイ十三世の勅許を得、一六三七年、会員四十名を擁

して正式に設立された（この四十名の会員数は現在でも変っていない）。

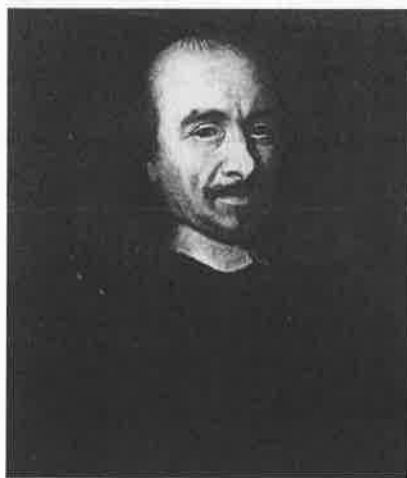
アカデミーが最初に目ざしたものはフランス語の整理、整頓であり、ルネサンス以来、イタリア・スペインを初めとして諸外国の言葉を積極的に取り入れることで成長したフランス語を、さらに純化、完成させる作業であった。それがアカデミー『辞書』の出版である（一六九四年初版、一九三二年の第八版にまで及んでいる）。この辞書の特色は、教養のある模範的な人々の間の慣用語を取り上げ、語彙と文章法とを明快にしたところにあるが、そのため、庶民たちのなかで使われた色彩豊かな表現が多く摘みとられたことは残念である。

一方、アカデミーの重要な仕事は、文芸作品に対して公式の評価を下すことにあり、リシュリユーはその目的を重視していたようで、とくにコルネイユの『ル・シッド』に対する『ル・シッドに関する意見書』による制約によく現われているが、その後、あまり実効を示すことはなかったようである。ただ、各地方に設けられたアカデミーが継続的に懸賞論文を募集して新人の登竜門に当てたことは、広くフランス全体に活気を与えたものとして認めるべきで、J・J・ルソーは一七五〇年ディジョンのアカデミーに提出したいわゆる『学問芸術論』さら

に『不平等起源論』で、かれの地歩を確立したのであった。

4

以上のような雰囲気の中から古典主義の演劇は生まれて来た。とくにピエール・コルネイユ Pierre Corneille（一六〇六—一八四）の出現は古典主義の勝利を告げる曙光であった。なかでもスペインの歴史に題材を求めた悲劇『ル・シッド』（一六三六）はシメーンヌとロドリークという若い二人の愛情を軸として、その愛人同志が互いの親の仇と憎み合わねばならぬ葛藤を描いて、しかも自



コルネイユ

らの感情をつよい意志で押える人間の姿をみごとに表現し、当時の趣向を十分みたしたものであった。しかし、コルネイユはここで《三一一致の規則》なるものを尊重しつつ、かなりの部分でそれを外していたので、その成功をねたむ文学者たちが集まり、リシユリユーの後援を得てアカデミーを作り、『ル・シッドに関する意見書』を公表したのであった。これはコルネイユに大きな打撃を与え、後ほど『オラース Horace』(一六四〇)、『シナ Cinnai』(一六四〇)などは題材をローマ史に求め、三一一致の規則を厳守する姿勢を示すに到った。文芸の奨励をはかるアカデミーが実際には自由な文学者の表現に制肘を加えたという矛盾は権力者の干与がいかに自由な魂を押しやるかを示す好例といつてよからう。

ところでこの《三一一致の法則》(三単一の法則ともいわれる)というのは、後ほどボワローが『詩法』のなかで

一ヶ所で、一日のうちに、ただ一つの事件が行われ  
るように

とまとめているが、これは五幕にわたる長大な古典劇が、つねに一つの場所で行われ、それも一日、二十四時

間を越えず、筋もまた単純な一本の線でまとまっていなければならぬという窮屈なもので、劇作家には大きな制約となつたが、一方、この厳しい制約に堪えてこそ、作家の精神は自由に羽ばたくと考えることもでき、すべての詩句が十二音節(アレクサンドラン Alexandrin)でまとめねばならないという規則とともに、古典劇のもつとも大きな特色となつたのである。これも厳しい節度と偏らぬ理性とを重んじたこの時代の姿を象徴的に示しているといえよう。

このコルネイユに対抗し、フランスの古典悲劇をほぼ完璧にまとめ上げたのが、ジャン・ラシーヌ Jean Racine (一六三九—九九)である。かれは『アンドロマック Andromaque』(一六六七)、『ブリタニキユス Britanicus』(六九)、『ベレンニス Berenice』(七〇)、『バジャゼ Bajazet』(七二)、『イフィジエニー Iphigenie』(七三)、『フェードル Phedre』(七七)など多くの名作を残しているが、なかでも最初の『アンドロマック』は複雑な条件設定のなかで亡き夫エクトールへの操を立て通し、息子アスチャナスの身を案じて苦悩するアンドロマックの心理を実に鮮やかに表現して、情熱の悲劇の最高傑作と称されている。さらにかの女をとらえてかの女を慕う王ピルリユスの内心の動揺、使者としてかの女の息子



ラシーヌ

を引きとりに来るオレストのエルミオーヌへの愛とその悲劇的結末、そのオレストに愛するピルリユスの殺害を命じながら、その死に当って自らを殺すエルミオーヌの矛盾した心など、どの人物をとつても複雑な感情のもつれのなかに自らの運命を狂わせるが、それを実に澄み切った文章に乗せて自在に描き切っている。コルネイユの悲劇が意志の強さを誇り、《人間いかに生くべきか》の理想像を描いたのに対し、ラシーヌは《かくある人間》の情念の混乱を冷静に描いたといわれる所以でもある。

また、かれの最高傑作といわれる『フェードル』もまた、かれの人間観察の精髓を余りなく示すものといえよ

う。アテネの王テーゼを夫に持つフェードルは義理の息子イポリットを心ならずも愛し、それを受け入れられぬために夫へざん言し、イポリットを追放させ殺させるが、結局はわが身を罰するために毒をあおって死ぬという筋自身は比較的単純だが、このフェードルのなかで交々に興起するイポリットへの愛情と憎しみ、夫に打明け得ない罪の意識・反省の心などは、きわめて鋭く明瞭にえぐり出され、人間の持つ心の奥深いひだを十分にえぐり出してくれる。フェードルの宿命的な悲恋はまさに人間の姿をありのままに描き出しているといつて過言ではない。しかも、ラシーヌの文体は簡潔、単純であり、用語は的確、純粹であつて、その文体のなかにこれだけの人間感情の複雑さを盛り得たのは奇跡とすらいえる至純の技だつたといえよう。

5

時代的には悲劇界の二人に挟まれるように喜劇界に登場した天才がモリエール Molière (一六二二—一七三三) であつた。かれは本名ジャン・バチスト・ポクラン Jean Baptiste Poquelin という町人であつたが、芝居に興味を持ち『盛名座』という一座を作つて長く旅廻りをしていった。後にパリに戻り(一六五八)『嘲笑うべきプレシユ

ーズ *Précieuses ridicules*』(一六五九)で大成功を収め、ルイ十四世のひいきを受ける身となった。その後、『女房学校』*L'École des femmes*』(六三)、『タルチュフ』*Tartuffe*』(七四)、『ドン・シバン』*Don Juan*』(六五)、『人間嫌』*Misanthropie*』(六六)、『守銭奴』*Avare*』(六八)、『町人貴族』*Le Bourgeois gentilhomme*』(七〇)、『女学者たち』*Les Femmes savantes*』(七一)などの傑作をつぎつぎと書き続け、遺作『病は気から』*Le Malade imaginaire*』(七三)を舞台で演じながら倒れ、ついに生命を終えている。その生活は劇団を経営しながら自ら筆を取り、主演も努めるのだから大変さびしいものだった



モリエール

と思われるし、その諷刺精神の激しさは、喜劇という容器に隠れ、随所に顔を出したので多くの敵を得、ついにはキリスト教会と絶縁、死んだ後も国王の取なしを得てやっと埋葬されたという。しかし、現在、国立劇団コメディ・フランセーズの初代座長として、かれの椅子が国立劇場の一角に保存されているという事実は、かれの存在の偉大さを示して余りあるものと言わねばなるまい。

かれが喜劇というジャンルの重要性を自覚していたことは『女房学校批判』という自らの一幕劇のなかで、喜劇は実在の人間をありのままに描かねばならないし、しかも教養のある人びとを笑わせるには大きな苦心がいると主張しているところからも十分伺われるが、『タルチュフ』の序言では「喜劇の役目は、人を楽しませながら、これを矯正して行くことだ」と宣言している。かれの作品の真実性はその作品の主人公の名がそのまま一般的な人間の性格を象徴するようになっていく点からも十分うかがわれるが(例えばタルチュフといえれば偽善者、アルセストといえれば人間嫌いの代名詞になっている)、一つの性格を創造しながら、それに内面から魂を与え、一つの典型にまで高めているのである。

以上三人の劇作家の仕事をかんとんに紹介して来たが、かれらをそのまま詩人の列に加えるかどうかとなると



ふと戸惑わざるを得ない。というのは、かれらの台詞はほとんど完璧なアレクサンドランであり、いかなる詩人にも劣ることはないが、劇をそのまま詩として受け入れることは難かしい。ジャンル上の問題を含めてさらに深く、広く追求することが必要と思われる。この点についてはいずれ機会を見て論じたいと思う。

6

フランスの誇る古典作家にもう一人逸することのできないのが、ラ・フォンテーヌ La Fontaine (一六二一—九五)である。かれは父祖から受けついで森林監督官の仕事を気楽につとめ、その後、上役や、金持夫人の取り巻きとなつて自由な生活を楽しんだというが、その我がまままで無邪気の性格がそのままかれの残した作品にもうかがわれ、時には天真爛漫な美しい数々の詩編を産み出している。

かれの作品としてはヴェニユスとアドニスとの悲恋を歌つた抒情詩『アドニス Adonis』(一六五八)と、アイソップス(イソップ)の教訓的な寓話を韻文にした『寓話詩 Fables』(一六八—九四)とがあるが、なかでも全十二巻、二百三十九話から成る『寓話詩』は有名なイソップ物語のほか、インド、東洋の物語やかれ自身の主観

も入れた話などを取りそえて気楽にのびやかに展開されている。ここには有名な「鴉と狐」を紹介しておこう。



ラ・フォンテーヌ

鴉先生 枝にとまつて

くちばしにくわえるチーズ一切れ、

狐の旦那 匂いにつられてやつてきて

ざつとこんなことを申し上げた。

「おや今日は 鴉の殿様

何とあなたは素敵な方！見ればうっとりするような

嘘は申しません もしもあなたの歌声が

その羽の色と釣合うほどならば

あなたはまさにこの森の動物たちの不死の王です。」

この言葉を聞いて鴉先生すっかり有頂天。

その美しい声披露しようとして

うっかりくちばし開けて取り落す獲物、

狐の旦那バックリいたでいうことに「ああ人の

いいお殿様、お悟りなさい、人におべつか使う奴

は

みんなそれを喜ぶ奴を食物物にして生きているん

ですよ」

この教訓は きつとチーズ一切れの価値はある。

鴉先生 恥かしいし、面目ないし、

もうだまされまいと誓ったが、それも後の祭りか。

以上で古典主義時代の概括は終るが、最後に詩人というよりむしろ詩論家とでもいふべきニコラ・ボワロー Nicolas Boileau-Despreaux (一六三六—一七一) に少し触れておかねはなるまい。あの「ついにマレルブ来れり」の名文句で知られている『詩論 Art poétique (七四)』の作者である。かれ自身が著した『諷刺詩集 Satires』(一六六〇—一七〇五)『書簡詩集 Epitres』(六

九—九五)滑稽叙事詩『譜面台 L'Artin』(七二—八三)などがあるが、これらは今日ほとんど問題にされない。

『詩論』は四部より成るが、第一部は一般的な文学忠告、第二部は短詩の様式、第三部は長詩についての考察、最後は道徳的な教訓となっている。もちろんすべて韻文で書かれているが、これを詩として読んでいいかは問題である。とにかく古典主義の総まとめともいえるこの詩論のなかで一貫して説かれているのは「理性の尊重」である。《それゆえに理性を愛せよ。作品はつねに、理性からのみがおのれの光輝と価値とを借用するように》と説きながら、理性を満足させるものは真実であり、自然



ボワロー

なものこそまた真実であるのだから、《われらの学ぶべき唯一のものは自然なのだ》と結論する。要するにここには、理性に基づく生活の理念が堂々と展開されているのである。

(やまむら よしみ・文学部教員)

連  
載

おいてけぼり

——宮本輝試論 X——

芝田啓治

十三、「おいてけぼり」そして出発

(5) 宮本輝の場合

宮本輝は、戦後直後の一九四七年三月六日、父熊市、母雪恵の一人息子として生まれている。この年は、ベビーブームの年であり、いわゆる「団塊の世代」の始まりといえよう。又、戦後教育のスタートの年でもあり、教育基本法や学校教育法が日本国憲法に基づいて公布された年でもあった。

経済的にも、戦後の混乱期の最中であり、全官公庁の労働組合は、生活権の確保と吉田茂内閣打倒をスローガ

ンに2・1ゼネストを行うと宣言していたが、その前日マッカーサー総司令官の中止命令により、空前のストライキは幻として消えた時期でもあった。

戦後の混乱期に少年時代を過ごした宮本輝は、五三年四月大阪市立曾根崎小学校入学。

「風物は、すべて啞然とするほど変ってしまっていたが、あの露地だけは、近代的なビルとビルの間に存在して、何やら魍魎魍魎の住む廢墟の中へ黒々ともぐり込んで行く一本の細道みたいに見えた」

(宮本輝「曾根崎警察署横の露地」)

この露地を所狭しと駆け回り、遊び場として小学校三

年生まで大阪で過ごしている。

五六年四月富山市立八人町小学校転入。

「その頃になると、私は言葉づかひも顔つきもすつかり『富山の子』になりきっていて、学校がひけると神通川へ魚釣りに行ったり、街並みの頭上に浮かぶ立山の頂を眺めながら日暮れまで自転車走らせて遊んだ。

大阪からの父の送金は途絶えがちで、私と母は、振り込まれる筈の金を待つて何度も市内の郵便局まで行つた」

(同「私と富山」)

五三年、中央教育審議会(中教審)の設置が見られる。それは、日本経済の安定・向上がみられ、一層の国力充実のための教育制度の整備が急務であったため、国は徳育の強化、教育行政の監督強化をはかり、教育行政の中央集権化を始めたのであった。

五五年は、経済において世界に類例のない飛躍的な成長を遂げた高度経済成長期の初年であり、又、政治においては五五年体制の始まりでもあった。右肩上がりの神話が生まれたのであり、復興日本が始動したのであった。五五年体制下の教育政策としては、後期中等教育の充実が叫ばれ、高校全入運動や全国一斉学力テストが実施された。

「もはや戦後ではない」の言葉が飛び交つたのもこの時期であった。

宮本輝は、五九年私立関西大倉中学に入学し、六二年同高校入学、六五年卒業している。六五年は、中教審が「期待される人間像」を掲げ、次代を担う青少年のあるべき姿として「正しく日本を愛する人」「たくましい日本人」を掲げた年でもあった。高校進学率も70%を越し、世は3C時代を迎えていた。「団塊の世代」は、受験競争の激しさを経験した「受験戦争第一世代」でもあり、期待されつつ、競争し合った世代であった。

又、六八年からは超大型景気である『イザナギ景気』が始まり、高度経済成長期の真つ只中に位置していたのである。しかし、日本の経済成長の原因に疑問を持つ考え方が生まれていた。それは、日本の成長の始まりの主因が朝鮮戦争にあり、中支えとしてベトナム戦争があったという事実であった。「期待される人間像」「団塊の世代」「受験戦争第一世代」の輝かしい未来には、忌まわしい戦争の影が付きまといっていたのであった。「戦争を知らない子供たち」は戦後の平和教育の影響で、やはり平和や戦争への強い拘りを心の中に持ち続けていたため、朝鮮戦争やベトナム戦争の経済効果で日本の繁栄があるというのはショッキングなことであった。そのような分

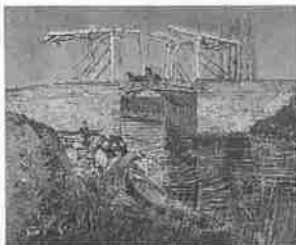
析のなから、この時期にいわゆる「自己否定の論理」なるものが生み出され、自らの日常性に疑問を抱きつつ、六八年全国学園闘争の中から全共闘運動が始まったのである。六九年東大闘争、七〇年安保闘争と闘う中で、揺るぎない堅固な体制を若者たちは実感し、政治的挫折をしたのであった。三無主義（無気力、無関心、無責任）が言われたのもこの時期であった。そして「団塊の世代」は、脆くも政治的挫折を経験し、日常性の中に舞い戻っていくのである。

六〇年代後半から七〇年代前半は、日本経済が好調であったため安定のなかで政治的課題について取り組む余裕すら伺えたが、アメリカのベトナム戦争介入の失敗により、強かったドルに影が差し始めたのもこの頃であった。七一年ドル・ショックが起こり、世界経済に衝撃を与えた。七三年は第四次中東戦争が勃発し、欧米に対抗すべく石油を武器に闘うという戦略をたてたため、いわゆるオイル・ショックが起こり、日本では狂乱物価に見舞われた。その結果、日本では高度経済成長期の終焉を迎え、又、同時に戦後続けられてきた欧米諸国の政治・経済支配の崩壊を意味した。

正しくそれは、低成長時代の幕開けであり、省エネ時代への突入を示した。そのような大きな変化の中で、「団

塊の世代」は、一世代上のエコノミック・アニマルや企業戦士の如く闇雲に働くことは出来なかった。勿論、一社会人としての責任は感じながらもアニマルや戦士には成りきれないで悩んでいたのである。そして、新たに彼らに対して名付けられたのが、「ニューファミリー」であり、「マイホーム主義」であった。大学時代の政治的屈折が生み出した産物と言えよう。当時の「自己否定の論理」は、彼らが、想像したよりも様々なるものを否定してきた。例えば、日本・日の丸・父の権威・母の温もりなど。又、「破壊の中から創造を」と掲げながら、破壊は一部出来たものの、その後の創造は何一つ手掛ける事が出来ずに終わってしまった。「連帯を求めて、孤立を恐れず」と叫んでみても、孤立を恐れて野合したり、自立すらままならず日常性に舞い戻っていく始末。その後、彼らは社会人となり、家庭を持って親となり、「物分かりのよい父親」像を演じていたのであり、それは裏返せば「自信なき父親」像でもあった。その原因は、彼らの父親との関係性の中にも何うことが出来よう。彼らの父親は、大正か明治生まれの人が多く、戦争経験世代でもあり、父権の強い世代でもある。「私は幼い頃、勉強は嫌い、運動も苦手、友だちづきあいても下手、わがままで泣き虫で病氣ばかりしていた。

## 『書評』編集 STAFF募集!!



どんな家庭教育をしているのかと担任の先生に訊かれるたびに父は平然と答えた。『人を裏切るな。他人の物を盗むな、とだけ教育しておる。梅の木にバラは咲かん』

(同「兄弟」)

「学校は出たわ、早死にしたわ、てなことになつたらどないするんや。勉強なんか出来んでもかめへんのや。アホでもええ。大きいにさえなつてくれたら」

(同「父がくれたもの」)

筋の通つた、かつ単純明快な教育論であり、父権の強さを感じずにはおられない。宮本輝の父も又その典型と言えよう。それに対して「団塊の世代」は、自らの「受

験戦争第一世代」の経験から、わが子には「梅の木にバラを咲かせよう」と躍起になり、又勉強出来るよう叱咤激励したのである。

「団塊の世代」の父親たちが、「強い父親」像であるとすれば、「団塊の世代」は自らの子供たちに対して「自信なき父親」像として接しているのではないだろうか。時には、「物分かりのよい父親」であつたり、「友だちのような父親」を演じたりと自信が持てないのである。子供たちに対する距離感を計れず、右往左往しているのが現状である。距離が取れなければ、子どもたちも戸惑い、自らの位置を把握出来なくなり、あげくの果てには自己

『書評』は私たちにによる文化形成のための印刷メディアです。あなたも『書評』を創ってみませんか。

「雑誌」に興味のある方、思想・文化活動をやりたい方は、『書評』編集をはじめ、講演会や映画上映のSTAFFになつてみましょう。

私たちは、いつでもあなたをお待ちしています。

★連絡先 〒561-0842 吹田市千里山東3-10-11

関西大学生活協同組合組織部(本部棟3階)

『書評』編集委員会

☎(06)6368-17530(直通)

☎(06)6368-11121(内線74355)

中心の的になつてしまふのである。殊に、「団塊の世代」

Jr. は、第二次ベビーブームの時代に生を受け、「受験戦争第二世代」でもあり、競争の真つ只中にいたのである。父の経験した競争の幾倍もの熾烈なる闘いに挑まざるをえなかつたのであり、幼いときからの塾通い、偏差値に追われての受験教育と息つく暇さえない始末。これでは、正常なる親子関係が育たないのも道理である。

宮本輝も又、時代背景や強い父の影響を受けていることが随所に何う事が出来よう。

「私はえらそうにするやつが一番きらいである。えらそうにするやつが、本当に偉い人だったためしはない。医者、大学教授、テレビ局のディレクター、作家等々」

(同「エリート意識」)

「私は父の五〇歳のときの子である。父には初めての子であった。まさかその歳で父親になるとは思つていなかった。一人息子を溺愛して育てた……」

私を溺愛してくれた父の、その激しい愛情に対して、私は何も報いることはなかつた。幾つかの心に残る光景をも含めて、私は父から多くのものを学んだ。私にとつて父は、あらゆる面において、最大の教育者であつたが、私は何も報いることはなかつた」

(同「越前海岸」)

宮本輝の言うように、父が自らの最大の教育者と呼べる人は幸せである。宮本と父親との関係も決して平坦なものではなく、かえつて他の親子関係よりも熾烈で、時

としては憎しみ合い、闘つたのであるが、強く意識せざるを得なかつた。即ち、父の存在が強烈なのである。良かれ悪しかれ、巨大な父を正面に据えて、避けるのではなく、乗り越えて行かなくてはならなかつたのである。

その熾烈な親子関係を、自らの子との関係の中で追体験せず、心の何処かで避け、交わしてきたのが「団塊の世代」なのではないだろうか。「物分かりのよい父親」像、「友だちのような父親」像を演じてしまつたのである。子から批判があらうとも、子から理解されずとも自信を持って自らの道を進むべきであつた。

「団塊の世代」Jr. は、果して自らの父親を最大の教育者と呼ぶことが出来ようか。その数は、決して多いとは言えないのではないだろうか。

「教育には鞭と愛撫が必要だ。人間は最初から人間ではない。さまざま教育を受けていくことで人間になっていく動物である」

(同「動物の保育所」)

親子関係の中で言えば、「団塊の世代」の父親と「団塊の世代」は強い父権ゆえ、ある種遠慮なく親側からの



一方的な鞭が働き、機能していたと言えよう。それに対して、「団塊の世代」とJ.E.との間には愛撫は働くものの、鞭がどうも思うように働かなくなりつつあるのではないだろうか。何を、遠慮し、躊躇しているのだろうか。「団塊の世代」も、既に五〇歳前後となっている。社会的にも、自らの人生の上からいっても大きな転換期ではなからうか。社会的には、重要な位置に立ち責任も重くなつて来ているはずだし、子育ての方も成功か失敗かは別として概ね一段落といった所である。

そこで、「団塊の世代」が自らの人生の中でやり遂げねばならない、又、社会に対して果たさねばならない役割が残されているのではないだろうか。それは、ライフワークと呼べるかも知れない。自らが、学生時代に社会と対峙して解決できなかったその問題に再度挑戦し、答えを導きださねばならない。胸のつかえを取り除くためにも。

それは、「破壊の中から創造を」、「連帯を求めて、孤立を恐れず」などの言葉の持つ意味を再考し、吟味し、そして取り組まねばならないのではあるまいか。又、簡単に否定してしまったあらゆる事象に対しても、同様の取組が必要ではないだろうか。何を破壊しようとしたのか。そのあとで、何を創造しようというのか。孤立を恐

れず、何処へ進んでいこうというのか。更には、否定すべきものとそうでないものとの選別等々。

「団塊の世代」は、今こそ「物分かりのよい」、「自信のない」自らと正面から向き合い、自らとの闘いに挑まねばならないのではないだろうか。

(しばた けいじ・経済学部卒業生)

連

載

## 開きなおれる力

—— 在日韓国・朝鮮人子女の教育問題ノート 25 ——

梁 永 厚

はじめに

一九九〇年代の初めに『娘に語る祖国』（光文社）という新書版の本がでている。著者は演出家で直木賞作家のつかこうへいであり、幼稚園に通っている娘さんに語りかける形式で、書いたと思えるエッセイ集である。コンテンツには、……「パパは卑しい子どもでした」「人を差別できる快感」……「人の心の暖かさは変わりません」……など、二十二の見出しがあがっている。

そして内容は、娘と妻への愛しみにはじまり、自分は韓国人であり、在日韓国人の歴史と未来について考えな

ければいけない年齢になったこと、自分の母が、片仮名と平仮名しか読めないのも、平仮名のペンネームにしたことを語り、「パパは卑しい子どもでした」のなかでは、次のように打ち明けている。

パパが育ったのは、気の荒い筑豊炭田のど真ん中で、朝鮮人差別は凄まじいものがありました。

あの頃は、海に「李承晩ライン」というのがありました。朝鮮海峡の日本の漁船を韓国の警備隊が捕まえるのです。

そんなニュースのあった次の日なんか、とても肩

身がせまくて、学校なんか行けるもんでありませんでした。

やっこの思いで学校に行き、家へ帰ってから、「なぜ韓国人は、罪もない日本船を捕まえるんだ」と、くっつかかったことがあります。

そうしないと、設備のいい日本の船に洗いざらい魚をとられるから、仕方ないことだったのでしようが。

ところが、パパは次の日に学校へ行って、「朝鮮人つてのは、どうしようもないよ」なんて言っつて、媚を売っていました。

いま考えると、やりきれないことですが、子どもが生きていくのに仕方がなかったことだと思います。それどころか、正直言つて日本人の悪ガキと一緒になつて、気の弱い朝鮮人をいじめたりもしていました。

とにかく、卑しい子どもだったことは確かです。

でも「朝鮮人つてのはどうしようもない」という媚も、売れば売るほど、快感みたいなものになり、「朝鮮人つて、実はこうだよ」とか、

「実は、ああだよ」

ありもしない話をつくつては言うものですから、

さすがに友達の日本人から、「おいおい、そこまで言うことないんじゃないか」とたしなめられ、しまいに、「あいつ、かわった奴だな」と、呆れられました。

でも、子ども心に思ったことは、「自分の祖国を軽蔑もしなければやっていけない。韓国つてのは、どうしようもない国だ。でも、オレだけはちがうぞ」と思わねばならないという自我もあつたのです。

子どもの頃のパパにとつて、韓国という国は決して誇るべき祖国ではありませんでした。むしろ、隠したい国でした……。

親戚のおじさんたちは、「韓国人としてのプライドをもて」と言っていました。パパは、朝鮮人、朝鮮人といじめられつづけ、誇りなんてどこにもつたらいいのかわからない、ひねくれ続けるしかない、さみしい少年でした。

この屈折した心理と行動は、日本の公教育を受けた韓国・朝鮮人二世の多くが経験してきたことである。なお三世、四世といった子どもたちとて、多くが同じような意識を抱えていることは否めない。さらに引用が長くなるが、「人を差別できる快感」の一部を、次に引かせて

頂く。

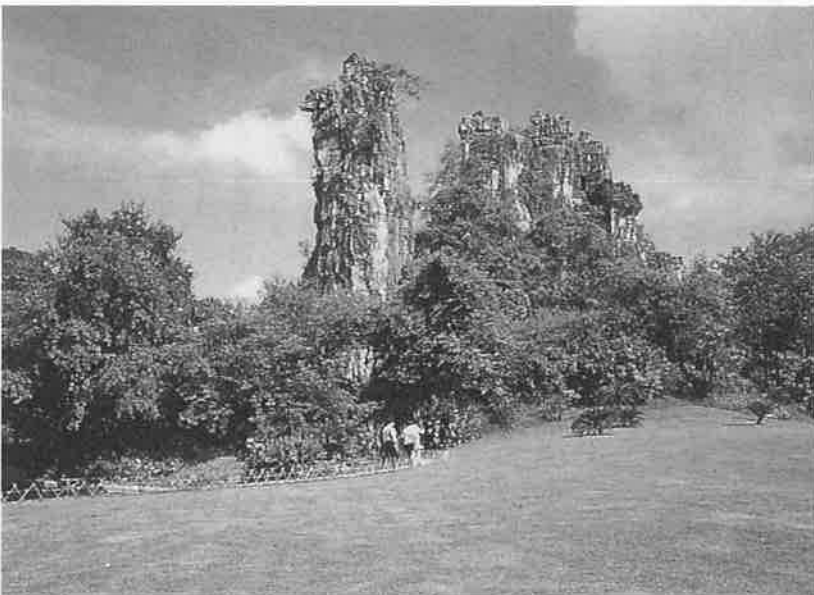
……略……

戦前、日本は大東亜共栄圏をつくるという構想のため(……略……)、朝鮮や満州(今の中国東北部)を侵略しました。

この所日本も裕福になり、「侵略していない」なんて聞きなおっていますが、侵略したことは確かです。でも、侵略された方も、いばれるところではないのです。だって、戦争をしかけられて負けたのですから。「しかけられる筋合いはない」なんていっても、人間は生きていく以上、そんなことは通じやしません。

おまえは女の子ですから、こういう言い方に賛成してもらいたくないのですが、勝負ごとってのは、勝たなければ意味がないのです。やり方がキタナイ、キレイなんて、負け犬の遠吠えです。……略……勝った奴がいばることはあたりまえのことです。

だから、人間というのはおもしろいのです。でも、日本は少し図々しすぎるところがあつて、侵略した先の韓国人に日本語を話すことを強要したり、創氏改名といつて名前まで変えさせたのです。



昔、おじいちゃんは、「家の姓を、犬子としよう  
と思ったことがあるよ。先祖からもらった姓を変え  
るのは、犬の子と同じだからな」と、さみしそうに  
言っていました。

第二次世界大戦が終わり、日本が負けて、朝鮮は  
日本から独立して平等になったわけですが、戦争中  
に差別されつづけた恨みは消えるものではありません。

そして、日本人の方も一度見下してきた相手を、  
いくら独立したからといって、そうそう尊敬したり、  
対等に扱ったりできるものではありません。

でも、もし立場が逆になって韓国が戦争に勝って  
いたら、韓国だって日本と似たようなことをしてい  
たと思います。

だって、国だって自分のことが一番かわいいので  
す。

人間というのは、所詮階級闘争をする動物ですし、  
人を差別できるなんて、こんな快感はないのです。  
その闘争本能があるから、人間は進歩していくので  
す。

ですから、パパは考えました。

昔、奴隷のように扱われるにふさわしい、その程

度の国であり、国民であったと考えよう。

この逆説はひどすぎますが、この開きなおれる力  
こそが、明日をつくりだすのです。

そして、この発想こそが、パパの生命力の生まれ  
来るところになっているのではないかと思っていま  
す。(傍線筆者)

この文章は、歴史がもつ危険性と負担性の両側面を語  
り、とりわけ侵略を被った側のシビアナ自省、即ち「そ  
の程度の国であり、国民であったと考えよう」という「ひ  
どい逆説」を示し、その「開きなおれる力」こそが未来  
を創り、また生きる力の拠りどころであるといっている  
のである。そして実際に、在日の二世たちが公教育を受  
けていた時代には、「開きなおれる力」はほとんど見え  
なかつたが、世代構成が二世の後半から三世中心へと移  
りだしてからは、「開きなおれる力」の發揮に依って、  
在日のあたらしいページを開くようになったのである。

さらに著者は、国籍並びに祖国を探す問題、韓国語を  
覚えなかつたわけ、これまで甘えないで生きてきたとい  
う自負、自分は生活文化的に日本人と変らないこと……  
などについて語り、自分の演出論のエッセンスは「恥の  
方向性」であることを明かし、それを人生にあてはめる

と「何をはしたなく思うか、恥と思うか」ということであり、「恥のない人間は、日本人だろうが、韓国人だろうがクズです。」と極めつけている。そして、かれの台本『熱海殺人事件』（韓国での題名は『熱い海』）の韓国公演の演出余話を述べ、文末は、娘にたいしセルフ・アイデンティティを持つた生き方をしてほしい、という希求をこめた「祖国とは、おまえの美しさのことです。」という句でもって結んでいる。

さて、在日韓国・朝鮮人のなかで「開きなおれる力」を示す世代が現れだしたのは、一九七〇年代にはいつてのことである。それまでは在日一世、二世が、まだ活躍をしていた時代で、かれらの多くは昔差別されたことにこだわり、さらには本国指向を軸にして生きてきたといえるが、「開きなおれる力」を示しだした新しい世代（二世の後半から三世）のなかでは、好きで韓国・朝鮮人に生れてきたわけではなく、生れたら韓国・朝鮮人であったというだけで、本国へ帰ったとしても、言葉もわからず、身につけた生活文化もちがうなどから、在日に即した生き方や在日の未来を摸索しはじめた。もちろん、その摸索即ち「開きなおれる力」は、逆説的ではあるが戦後日本の民主主義教育が育くんだものといえる。

その戦後教育のなかで育くまれた民主主義的発想から、

日本社会、日本の法制がもつ不条理に立ち向かったのは、在日世代のなかの個人であった。つまりナショナル・アイデンティティからではなく、セルフ・アイデンティティに拠って、卑屈でない正当な開きなおりをはじめたのである。もちろん、その開きなおりには、戦後日本の民主主義教育のなかで育った、多くの日本人の共鳴と支えがあつたことはいうまでもない。今回は「開きなおれる力」を示した、代表的な例のいくつかを紹介しようと思う。

## 1 日立就職差別裁判

日本が経済の高度成長を謳歌していた一九七〇年代にはいつて、日本経済の豊かさを共に享受する権利があると、公教育のなかで教えられてきた在日の新しい世代は、自分の納得できる就職をしたいという思いから、大企業や公務員への就職にチャレンジするようになった。それは在日韓国・朝鮮人の存在が質的、または構造的に変化した現れであり、在日すなわち日本で生活しているものとして、日本人と同じ位置からスタートしたいという、切実かつ自然な自己表現であつた。

しかし一九七〇年代の初めまで、在日の就業年齢の人を大企業または行政機関が受け入れたということは、ほ

とどなかつたといえる。したがって、かれらの就職受け入れ状況について、全般的に調査されたものはゼロに等しかった。そうしたなかで、ひとつの例として小沢有作、和田純による「在日朝鮮人と就職差別」(『朝鮮研究』一〇九号・一九七一年)がある。同調査は一九七〇年七月に、首都圏の資本金三〇億円以上の企業の人事担当部課にアンケートを送り、同年八月に回答をまとめたものである。

アンケートを送った企業は三八九社、回答のあった企業は一〇六社(回収率二七%)によると、採用に当って韓国・朝鮮人であることと、「問題にする」という企業が四四社(四一・五%)、また「問題にするが本人次第」とする企業は四〇社(三七・七%)であった。要するに「問題にする」は「不採用」を言っており、「本人次第」は「不採用」の口実にすることなのである。つまり大企業の七〇%乃至八〇%から在日韓国・朝鮮人は差別的排除を被っていたのである。

いまひとつの例として、在日韓国・朝鮮人生徒の就職について、生徒本人への積極的な指導と、企業へ向けては採用するよう要請活動を展げていた兵庫県立尼崎工業高校の『進路保障白書——一九七三年の取組』では、同校への求人申し入れ千数百社のうち、「在日朝鮮人でも



採る」という企業は七〇余社であり、求人に当り在日する外国人（とくに朝鮮人、中国人）の採用に言及した企業は二〇三社であった。しかも二〇三社のうち実際に採用している企業は八七社で、そのうち一部は帰化を条件として採用していた。

したがって実際には、「面接試験で朝鮮人と分かれれば「不採用」とし、たとえ「採用」したとしても戸籍謄本の提出を求め、採用を取消すか、または帰化をするか、通名を使用すること、という条件付きであった。つまり朝鮮人を差別して排除するか、さもなくば同化を求めるという採用のあり方が、一般的であったのである。

こうした状況のなかで、一九七〇年九月、愛知県在住の在日二世の朴鐘碩（通名、新井鐘司）という青年が、日立製作所ソフトウェア戸塚工場の採用試験を受け、採用された。かれは一九五一年生れで、高校三年のとき学校にきていた求人のうち、日本IBMの受験を希望するが、担任から「朝鮮人は入れない」とあしらわれ、かわりに「朝鮮人でも雇ってくれる」という会社を紹介され、その会社のプレス工場に勤務することになった。しかし本来の自分の志望とちがひ、将来の見通しも立たないところから、日立ソフトウェア戸塚工場の募集広告を見て、受験をしたのである。

かれは日立受験の決意を「勇気を出せ！日本の最高の社会は、日本の最高の技術は、君の手に差し伸べている。君の才能をここで生かそうと思わないのか、と私に呼びかけてくれているような気がした」と、のちに法廷で陳述している。

そして受験のために提出する書類に「新井鐘司」という通名と、本籍欄に「愛知県」という出生地を書いたのである。それには姉や兄が差別された経験を知っているので、書類だけで落とされたらたまらない、という気持がまず働き、通名については小・中・高と通名で生きてきた事実から気が引けるところなく、国籍を隠すについては、本当に必要なのは能力ではないか、といった心理Ⅱ自己弁明が働いた記載であったのである。

書類の提出、筆記試験、なごやかな面接試験を経て、採用通知書が届いた。しかし同通知書には、戸籍謄本の提出が付記されていたので、かれは「外国人登録済証明書」を持参したいと問い合わせたところ、日立の担当者から「外国人は規定上採用しない。履歴書に本名を書かなかつたからいけない。」と、採用を取り消され、責任を追求するつもりなら裁判でも起こしたらよいと言われた。朴鐘碩は出身高校へ行き担任教師に相談したが、逆に「朝鮮人として生れた運命だから諦める」といわれ、



失望の底に落ちた。けれども、かれは周りの日本人や同胞の励ましを受けて、横浜地裁に「不当解雇撤回請求」の提訴をすることにした。

裁判において被告・日立側の最初の主張は、在日韓国・朝鮮人の歴史と現実は全く無視し、さらに差別ではないという立場から、原告が「採用に際して会社が必要とする書類（戸籍謄本）を提出しないため」の解雇であるとしていた。だが、その主張では不利だと気づき、原告の履歴書の「本籍」欄に「出生地」を記入したり、氏名欄に「本名」でなく「通名」を記入するなど、虚偽の履歴書を提出した。そのように嘘をつくことは、「本人の人格に問題がある」と「性格欠陥」による解雇であるという主張が加えられた。

原告側の弁護団は、「なぜ朝鮮人が日本にたくさん存在するようになったのか」、「日本は朝鮮および朝鮮人にどんなことをしてきたのか」、「在日朝鮮人がなぜ日本名を名乗るのか、本名で生活しようとすればどんなマイナスを負わされるのか」、「在日朝鮮人の教育はどうなっているのか、そのなかで、どんな青少年が育っているのか」、「在日朝鮮人にとって本籍、戸籍謄本とはどういうものか」等々、「在日韓国・朝鮮人問題」の歴史と現実について、多くの証人を立てて証言させ、数々の証拠を

もって示した。とりわけ証拠においては、日立の本社人事課長から支社ならびに各工場の人事課長宛に出されたマル秘文書「採用にあたっては在日朝鮮人だけでなく、被差別部落出身者、身体障害者、共産党および民青関係者、創価学会員等も採用しない」という、日立の差別的体質を明らかにする文書も提出された。

裁判の過程では、日本人と同胞の同世代が提携した「朴鐘碩君を囲む会」がつくられ、日本の各界への訴えや、日立本社にたいする「解雇」取消要請運動が展げられた。しかも、運動は国際的にも伝えられ、韓国、東南アジア、アメリカ、ヨーロッパ等にまたがる「日立抗議、日立製品不買運動」という、国際連帯の広がりをみせた。しかし一方、在日の既成団体に所属する人たちの中から、「本名も名乗れないような、まるで民族的自覚を持たない人間が、何をえらそうに民族差別などというのだ」という批判がでた。既成の団体は綱領に「同胞の民族権利を守る」と謳っているにもかかわらず、この運動に加わることをしなかった。要するに「囲む会」の運動は、政治的セクトに属しない市民運動として進められたのである。

原告の朴鐘碩は、「囲む会」の人たちと国内外からの支援をうけた裁判闘争のなかで、自分のこれまでの生き

方を次のように省りみている。「父や母が、苦しい生活のなかで、泣きわめいた言葉に、どんなに深い悲しみと民族の怒りがこもっていたかを知るようになりました」、また「かつて、父や母をつまらない人間だと思い、むしろ憎んだ私でしたが、今になってその父と母が、どんな苦しみと差別に耐え、精一杯の愛情で、私たち九人姉弟を育ててくれたかがつきり、分りはじめました。それを思うと、私は涙なしにはいられません」と、人間として一層目覚め、これからの自分のあり方即ちセルフ・アイデンティティを語るようになった。

朴鐘碩の「不当解雇取消請求」裁判は、三年半をかけた一九七四年七月に、原告の全面勝訴というかたちで結審した。

判決文は「戦後から現在に至るまで、在日朝鮮人は日本人と差別され、大企業にはほとんど就職することができず、多くの人が零細企業や個人企業の下で働き、その職種も肉体労働や店員が割り当てられ、一般的に労働条件も劣悪な場所で働くことを余儀なくされている。……略……民族差別による原告の精神的苦痛にたいしては、どれほど同情しても足りない」と述べ、日立の不当解雇の「決定的理由は、原告が在日朝鮮人であること、即ち原告の国籍にあったもの」と認め、被告（日立側）は「合



理的理由のない民族的偏見から、在日朝鮮人を差別し、「原告」が在日朝鮮人であることを理由に、これを解雇したのであるから（そのような不当解雇は）、労働基準法第三条および民法第九〇条に反する不法行為となることは明らか」という内容であった。しかも、この判決は、はじめて在日韓国・朝鮮人にたいする民族差別の存在や実態を公に認め、その不当性を明らかにした画期的な判例となった。

さて日立の就職差別裁判は、日本の大企業がもつ差別の厚い壁に、風穴をあけたことによつて、多くの企業が自社の体質や外国人の就労問題に、目を向けるきっかけをつくつた点で、その意義は大きい。なお、それまで就職差別の壁の厚さに自他ともにチャレンジをあきらめ、その意味で差別を温存してきたことに、多くの人々が気づいた点でも意義が深い。また在日同胞の被差別状況にたいする韓国民衆の同胞的連帯、ならびに国際的な反差別連帯の契機となつた点でも、大きな意義をもつ裁判であった。さらに、この裁判をはずみとして、大企業はもちろん、地方公務員、公立学校教員、弁護士、弁理士へのチャレンジが展げられていったのである。

## 2 在日韓国人の弁護士誕生

—「国籍条項」の撤廃を求めて—

日本国憲法の前文は、主権を維持し、平和を擁護し、基本的人権を尊重することを基本原理としてあげている。しかし憲法の本文に移ると、基本的人権尊重の基本原理は外国人に無関係としている節の条項にゆきあたる。たとえば第一三条の「個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利」、第二五条「人間らしく生きる権利、国の社会保障義務」、第二六条「教育を受ける権利」の各条項は、それぞれ「すべての国民は」と冠されている。それは一般法のなかにもおよび、「日本国籍を有する者」という「国籍条項」を定めた法律が数多である。在日韓国・朝鮮人（以下「在日」と記）は、この国籍条項によつて、社会保障制度や義務教育の適用から外されてきた。

さて「在日」は、戦前にひきつづき日本国憲法下でも「日本国民」とされていた。だが日本政府は被占領から独立した一九五二年四月二八日をもつて、「在日」は「日本国籍を離脱」したと、一方的に外国人に変えたのである。その結果、社会保障および義務教育は、権利ではなく恩恵的措施によるものとなつた。したがつて社会保障

では、生活保護法の適用および私企業勤務者の政府管掌健康保険と厚生年金の加入を認めただけで、他の社会保障制度からは一切除外された。また小・中学校の入学に当っては、保護者に「誓約書」を書かせることなどが行われたのである。

「誓約書」は

下記の者は大阪市立〇〇中学校に入学を希望していただきます。入学許可の上は日本国の法律を遵守すること  
はもちろん、校則を守り学校当局にご迷惑をかせません。万一学校長において、迷惑をかけ他生徒の勉学に邪魔になる行為があつたと認められた場合、退学の申付けがあれば何時でも異議なく退学させ、い  
ささかの異議も申し立てないことを誓約します。  
といった内容で、その文意に保護者は屈辱を感じながら署名・捺印をして子どもを入学させねばならなかつたのである。

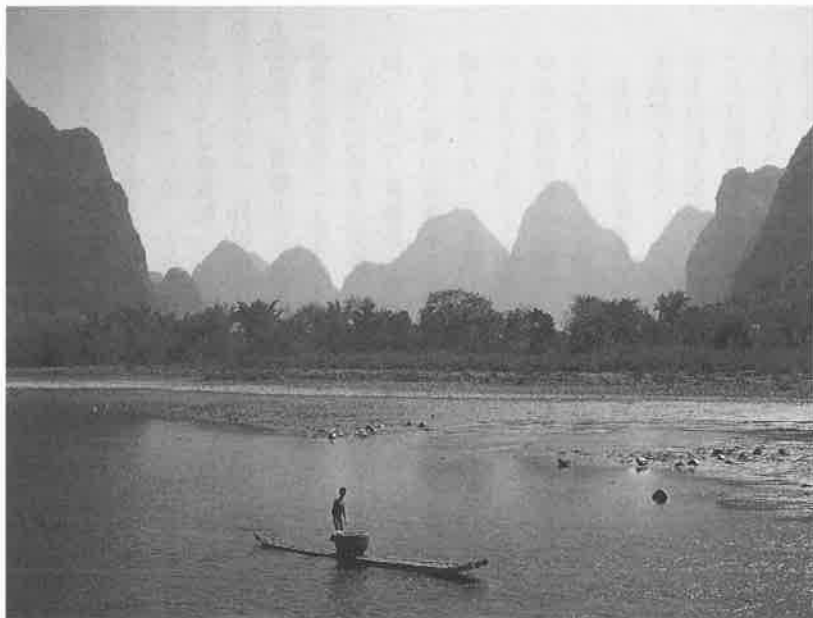
こうした「国籍条項」の壁に、部分的な風穴があくのは、一九六五年に締結された日韓条約によつてである。それは、同条約に付随した在日韓国人の法的地位協定に、協定永住資格を持つ人には「教育、生活保護及び国民健康保険に関して妥当な考慮を払う」と明記されたことである。この協定に基づき入学時の「誓約書」はなくなり、

生活保護法準用が公知され、とくに「在日」の国民健康保険加入が認められるという、一定の前進があつたのである。

しかし「在日」にたいする「国籍条項」問題が提起されるのは、日立就職差別裁判の原告を支援した各地の市民グループのなかからである。かれらは裁判の勝訴後、自らの足元にある諸差別を発見し、それらを解消していくための活動をつづけていた。そして一九七四年に各地の活動の交流をはかる協議体即ち「民族差別と闘う全国協議会」（民闘連）を結成した。その上に、「在日」差別には植民地支配の延長線上にある差別という歴史的な側面と、公的機関による差別が、私的部門におけるそれを公認助長している現実の側面がある、とみなして公的機関における「国籍条項」の撤廃へ向けて活動しようといふことになつた。

各地の民闘連のグループは、児童手当の支給、公営住宅の入居、日本育英会の奨学金受給、日本電々公社（N T T の前身）の職員採用、地方公務員（教員を含む）の任用、郵政職員の採用……など、「国籍条項」を理由とする「在日」差別をなくすさまざまなとりくみをはじめたのである。

ちなみに地方公務員の採用については、民闘連とは別



に、兵庫県の一部公立高校の教師集団のとりくみがあった。一九七四年四月に、阪神間の自治体に高卒の「在日」が採用されている。だが以降は「同化につながる」という理由で、とりくみを中断してしまった。このときに地方公務員となった「在日」は、同化どころか自治体の「在日」職員として与えられた職務をこなしており、なかには中間管理職に就いている者もいる。このとりくみをした教師集団が、問題の総括をしてくれることを期待したい。

さて各地の民間連が、「国籍条項」の撤廃を求めて、活動を展覧している最中に「在日」の司法研修所入所問題がもちあがった。それは「在日」二世で、一九四九年（昭和二四）、和歌山市で生れ、日本の小・中・高校を経て早稲田大学法学部へ進み、一九七二年三月に同学部を卒業した金敬得さんが提起した問題である。

かれは大学卒業時にジャーナリズムへの就職を希んだが、不可能とわかり、一念発起して難関の司法試験に挑み一九七六年に合格した。しかしめざす弁護士になるためには、二年間の司法修習を受けなければならず、それを受けるべく司法修習生の採用を、最高裁判所が所管する司法研修所へ申し込んだところ、「日本国籍」がないという理由から、「日本への帰化」を求めてきたのである。

る。

当時の「司法修習生採用選考要項」には、欠格事由の冒頭に、「日本国籍を有しない者」とあり、かれ以前にいた外国籍の合格者二名は、みな帰化をして司法研修所へ入所していた。しかし金敬得さんは、なぜ自由業であるのに「日本国籍」を必要とするか、理解できないと疑問をなげかけ、外国籍のまま入所を認めてくれるよう最高裁に「請願書」を提出した。次は、その「請願書」(一部略筆者)である。

私は幼時より朝鮮人として生れたことを恨みに思い、自己一身から一切の朝鮮的なるものを排除することに努めてきました。小・中・高校、大学と年を経るにつれ、日本人らしく振舞うことが習性となっていました。……朝鮮人であることを見すかされないかと周囲に気を配り、小心翼翼として生きていくことのみじめさに耐えられなくなりました。

私は、大学卒業時に味わった社会的、職業的差別を契機として、……日本における朝鮮人差別の解消、日本の民主化のために、自分のできる最も効果的なことは何であるか、日本社会の差別から逃げ回るように生きてきた過去二三年間の空白を取り戻す道は何であるか、大学法学部に進学したことを意味あら

しめる道は何であるか、について考えました。その総合的結論が、司法試験に合格して、朝鮮人司法修習生、朝鮮人弁護士になるということでありました。以来四年間、アルバイトで生計を立てつつ、受験勉強に励み、ようやく今年司法試験に合格できた次第です。

この時点において、軽々しく帰化申請を行なうことは、私にはできないのであります。それは、私が弁護士たらんとした立脚点そのものを失うことを意味するからであります。……

……朝鮮人であることを恨み、いたいけな心を痛めている同胞の子どもに対して、「朝鮮人であることを恥じずに強く生きるんだよ」と諭してみても、それが帰化した人間の言葉であつてみれば、一体いかなる効果があるでしょうか。

この金敬得さんの請願を支援するとりくみが、日本人弁護士や学者のなかでおこり、司法試験の受験は外国籍の者でも可能であり、弁護士法の「弁護士たる要件」にも「日本国籍」を要するとは明記されていない。ところがなぜ中間の司法修習生になるには、日本国籍が必要であるのか、アメリカの場合(アメリカでは弁護士の要件に「市民権があること」とされていたが、一九七三年に

連邦最高裁で違憲判決がだされ、まもなくニューヨーク州に日本人弁護士が誕生していた)も含めて、さまざまな角度から調査研究された。

そして原後山治弁護士はじめ学者、知識人が加わった最高裁への意見書を六次にわたって提出し、再考を促したのである。結局、最高裁は「選考要項」を改め、一九七七年三月に、金敬得さんを外国籍の司法修習生として採用した。この採用により金敬得さんは、外国人司法修習生の第一号となり、二年後には外国人弁護士の第一号として、弁護士登録をはたしたのである。

また一九七四年九月、兵庫県の尼崎市に在住する「在日」の二世青年を中心とする市民グループが、「在日」の児童手当の支給、公営住宅の入居といった、身近な問題における「国籍条項」問題を市長宛に公開質問状として提起し、同年一〇月に市長より「国籍にかかわらず住所を有するものは住民であり、地方公共団体の役務を等しく受ける権利がある。在日韓国・朝鮮人の日本に住むに至った歴史的背景を勘案し、市の役務の提供にあたっては、とくに配慮する必要がある……」という表明を得た。

さらに一九七五年頃より、各地における運動によって、日本育英会の奨学金制度、地方公務員や教員になること、

国立大学の教員任用、国体への参加、郵便外務員、公立病院の看護婦および保健所の保健婦採用などにおいて、国籍条項が次ぎ次ぎと撤廃されていった。

ところが日本政府は、一九五二年の独立にさいして、旧植民地出身の公務員に退職か、または帰化を迫るため、一九五三年の内閣法制局見解「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としないものと解せられる」、なお、公務員の就任能力の要件について、「法の明文の規定は存在するわけではないが、公務に関する当然の法理として日本国籍を要する」、をなぞった自治省通達を一九七三年に出して、自治体が外国人を公務員に任用することへの規制を加えた。こうした政府通達による制約を課されても、地方自治体のなかでは、自治の本旨に基づき、外国籍の住民を競争試験および選考により任用する自治体が増えていった。政府の調査(一九八八年四月一日現在)によると、全国に外国籍の公務員が、五三九名であり、そのうち「在日」は三八二名で全体の七〇%を占めている。なお全日本自治団体連合会が行った全国調査(一九九三年)では、回答のあった一一九五自治体のうち三五四自治体が、国籍

条項を完全に撤廃しているとある。

また日本が一九七九年に国際人権規約に加入したことを受けて、住宅金融公庫・公営住宅・公団住宅などの国籍条項がなくなった。さらに一九八一年に国連難民条約を批准したことともなう国内法の整備として、児童扶養手当、特別児童扶養手当・児童手当などの国籍条項も一九八二年に取り払われた。法律の適用を「日本国内に居住しているもの」（「居住条項」）に改めたからである。まだ国籍条項が無拠出型の老齢福祉年金、障害者基礎年金などに残されており、国民年金については加入のための経過措置をとらなかつたために、適用されない高齢者が残されている。これら国籍条項の撤廃の過程から「差別は先入観や感情によって生れるだけでなく、制度によってつくられる」といった認識をあらたにすることができよう。

## むすび

一九七〇年代の「在日」にたいする諸差別撤廃運動は、一九八〇年代にはいると指紋押捺拒否運動へと結節し、国際的にも注目をひく「在日」中心の人権運動となった。その運動は国際的な人権保障の潮流に沿って、日本が国際人権規約、国連の難民条約を批准したことによる国内

法の整備ともからまって、抜本的な法改正を導きだすという成果的な結末となった。そして「在日」にたいする差別は、質量ともに減少した。けれども、まだ積み残しの問題が残っており、差別がなくなつたわけではない。

なお「在日」にたいする差別の解消、人権保障の運動の過程で、日本社会の一部から、いくつかの意見があつた。その主だったものについて、次ぎにあげておきたい。

一つは、「在日」は「歴史にこだわりすぎる」という意見である。この声については、過去を間違つて理解することは現在を正しくみることができず、未来像も誤つて画くことになる。「過去に目を閉ざす者は、現在をも見ることができない」（ワイツゼッカー）のことは嘯みしめて頂けたらと思う。

二つは、「日本に住むなら日本の法律に従え、差別が嫌なら本国に帰つたらどうか」といった意見である。この声の前半は、外国人は自己主張や権利を要求するなといった含みをもっている。法律は施行後に不都合があれば改正される。外国人の人権にかかわる不都合な法律の条項があれば、改められるべきであり、その運動をすることが何故いけないのだろうか。後段はまるで主人と奴隷の関係に立つ意見だといえる。少くとも同じ人間だという気持を忘れた、驕り高ぶりの意見ではないだろうか。



人を差別し追い出すという考え方は、玉突のように次から次へと差別の対象をつくり出していくことになる。差別が嫌なら出ていけではなく、差別そのものを追い出すことが肝要だと考える。

三つは、日本人と同じ権利をもちたければ「帰化」をしてはという声がある。この意見には「帰化したら権利が与えられる」という含みをもっている。それは「芸を覚えたら餌をやる」という、動物の調教と同じ発想ではないだろうか。外国人は日本の労働市場の底辺におかれた労働力、または労働力の調整弁即ち「もの」ではなく、一個の人権をもつ存在である。したがって「帰化」をするかしないかは、各個人の心の問題で、勧め、勧められたといった次元の問題でない。

さて日立就職差別裁判、国籍条項撤廃といった運動に加わった「在日」の多くは、日本で生れ、高度経済成長がもたらした消費文化の氾濫のなかで、公教育をうけながら育った世代である。この世代のなかには、既成世代のように「日本に來たくて來たのではない」という不本意に発して、国家とか歴史とかを背景に生きようと考えている人は少ない。むしろ自分が生れた、この日本に住むことを自然のなりゆきとし、日本人と同じライフスタイルを送ろうとしている人が多い。

この人たちの意識のあらましを紹介すると、「母国語を話せなくても当り前でしよう」、「在日だ文句あるか」と挑戦的になるでもなく、すみません。在日ですと卑屈になることもなく、問われたら自然に在日です、と答える。「民族とは自分の祖先が朝鮮半島にいたという事実につながるだけ」、「民族の歴史よりわが家の歴史を重視したい」、「日本人とは『私ナショナルアイデンティティの民族』よりも『私セルフ・アイデンティティ自身』を語りながらつき合う」、などといったところである。

このセルフ・アイデンティティの世代が、日本社会に定着し「共生」していくために、とりくんできたのが一九七〇年代以降の差別撤廃運動である。差別は一定になくなったが、まだ対症療法どまりのところや積み残しもある。二一世紀の日本社会は、差別が限りなく少ない実のある国際社会であるよう、手をとりあつて一層の努力をしていこうではないか！

(ヤン ヨンプ・本学非常勤講師)

■短評■  
共生の意味論

藤田 紘 郎 著

講談社ブルーバックス／定価七二〇円



抗菌菌ブラシに始まり、靴下、ボールペンまで、私たちの身の回りは異常とも言える量の抗菌グッズに汚染されている。これまでも先進国、特に日本における過剰な「潔癖症候群」は問題視されてきたが、地下鉄サリン事件や神戸の少年事件を機にもう一度社会的に見直してもいいのではないだろうか。

この本は主に寄生虫とウイルスの共生について語っており、自然界の

絶妙なシステムを思い知らされる。

奄美大島の瀬戸内町の対岸に加計呂麻島という人口二万人程度の小さい島がある。ここには風土病としてフィラリア病が蔓延していた。フィラリアというのは寄生虫の一種で、象皮症や陰嚢水腫といった恐ろしい病気を発病させる。フィラリアは蚊を媒介とし人に感染すると、鼠径リンパ節や精系リンパ節に棲息し、リンパ節炎や管炎を起こす。この時人は発熱する。やがてフィラリアはリンパ管を閉塞させてしまい、出口を失ったリンパ液は先程の病気を引き起こすのだ。しかしここで問題なのはその恐ろしい風土病の悲惨さではなく、フィラリアとATLウイルスという白血病を発現させるレトロウイルスとの（人も含むかも知れない）共生関係だ。フィラリアは人に感染すると、程良く人の免疫系を弱めATLウイルスの感染を容易にする。

免疫系を弱めると聞くと私たちはAIDSウイルスが思い起こされるが、彼は人との付き合いに慣れていなく宿主を殺すといった愚行にでてしまう。古株のウイルスや寄生虫はそんなことはしない。人との巧妙な共生関係を紡ごうとしているのである。

最近、花粉症やアレルギーの原因が、寄生虫に感染していないことが挙げられているのはご存じだろう。ここから出来る推測は、人が進化の過程で他生物との共生を前提にしてきたであろうということだ。だが、私は寄生虫に感染した方がいいという短絡的、妄想的な結論に達するつもりは毛頭ない。ただ微生物の排除、絶滅と言った自然を無視する行為が、抗菌グッズに代表される社会的なブームになっていることに大きな懸念を憶えるのだ。こういった問題はフラクタルに見ることもできる。例えば、オウム事件の際私たちは彼らを

客観的な視点で見ただろうか、いやおそらく排除すべき寄生虫として見たに違いない。もちろん殺人という行為は許されたものではないが、彼らがそこに至るまでの経過を、いわば現在の社会が与えた影響を考えただろうか。神戸の事件も同じ事が言える。十四歳という年齢に特殊性を見いだし、非現実的な事として見はしなかったか。これらの問題は排除や絶滅という以前に、私たち全員が共有していたかも知れない、むしろ共有している問題なのだ。

もっと大きな問題で考えてみよう、人が誕生してわずか三百万年。私たちはまだまだまだ新参者といえる。自然を破壊し、地球という宿主を汚染している事はまさにAIDSウイルスと言えはしないか。自然や社会的悪（主にメディアによつての）を盲目的に排除し続けられれば、最悪は自滅という当然の結末が待っているは

ずである。私たちはこれらとうまく共生する術を見いだせるに違いない。現在の文化の推進を簞とした環境汚染は単なるナルシズムの現れではないのだろうか。

最後にフィラリアという共生虫を日本から排除した筆者藤田紘一郎先生は、こう言っている。

「いま、振り返ってみると、それは必ずしも正しいことではなかったことに気付いた。」

（湯瀬 光一・法学部一回生）

編 集 後 記

新入生の皆さん、入学おめでとう。いままで、受験勉強ばかりであり余裕のある時間がなかったと思います。これらの大学生活を有効に使って下さい。

新入生のみなさんが、もし時間に余裕があれば、ぜひとも本を読んでいただきたいと思います。本は決して難しい本を読む必要はありません。今号で取り上げられているものでいいですし、中学校の教科書に出てきたものでも構いません。せつかく自由な時間ができるわけですから、サークルやアルバイトをするのもいいのですが、たとえ短い時間でも本を読むことをお勧めします。授業が始まると、先生からレポートが課されたりすると、本を読まざるをえないときがやっつけます。どうせ読むなら、いまのうちからやっていたほうが楽ですからね。

最後に「書評」編集委員会では、編集委員を募集しています。本が好きな人、編集に興味のある人、文章を書くのが好きな人など、いちど編集委員会まで来てみてください。全国的に見て、このような大学生（学生組合員）を中心としてこのような冊子を編集をしているところはほとんど無いと言えらると思います。私と一緒に「書評」をつくっていきましょう。

（奈佐原 千里）



## 108号



〈特集〉 読書案内

- 孤独の日々に良書に出会う
- 「脱学校の社会」
- 反面教師としての私の経験
- 目的設定型読書と快楽追求型読書
- ことばに惚れる
- 「歴史体験」としての読書
- 寄稿
- 震災二年目のモノローグ

〈連載〉

芝田 稔／山村嘉己／  
芝田啓治／梁 永厚／  
蘆田東一

## 111号



〈特集〉 読書案内

- 「インターネット法律問題Q&A集」  
—「サイバースペース法」入門—  
山下幸夫 著
- 人権問題をめぐる本の紹介

〈連載〉

芝田 稔／山村嘉己／  
芝田啓治／梁 永厚

## 109号



〈特集〉 教育問題

- 大学改革を考える
- 大学はどこへこうとしているか
- 大学教育の落とし穴
- 我國の科学技術政策と高等教育
- 情報社会における教育を考える
- 近代日本における朝鮮語の教育と研究
- 寄稿
- 全文輯と「犬養倉衛」

〈連載〉

芝田 稔／山村嘉己／  
芝田啓治／蘆田東一／  
三谷 真

## 112号



〈特集〉 読書案内

- 現代版  
「読書のすすめ」
- 「『世界』主要論文選  
1946-1995戦後50年の  
現実と日本の選択」
- 時代を読む
- 「大学改革を探る  
—大学改革に関する  
全国調査の結果から」

〈連載〉

芝田 稔／山村嘉己／  
芝田啓治

## 110号



〈特集〉 読書案内

- 自家製「読書のすすめ」
- アードルフ・ヘトラーの「わが闘争」
- 人はどのようにして自分になるのか
- 「道楽」本位
- ラッセル、ボバー・グッドマン
- 自然との付き合い方を見直そう
- タコ巻よ、さらば
- 若い時こそ小説を

〈特集〉 教育問題 (続)

- 悲劇の散乱
- 「講演録」
- 「キャンパス分断の問題性」

〈寄稿〉

- 「ひどき」については、  
シバさんあなたも読んでいませんわ。

〈連載〉

芝田 稔／山村嘉己／芝田啓治／  
梁 永厚／蘆田東一／三谷 真

## 113号



〈特集〉

短評…おすすめの本6冊

- よくわかるダイオキシン汚染
- いじめ 教室の病
- ドイツを変えた  
10人の環境バイオニア
- 文学入門
- 生きるための学校
- 母は枯葉剤を浴びた

〈連載〉

芝田 稔／山村嘉己／  
芝田啓治

季刊 『書評』 1999年 4月 通巻114号

---

編集・発行 関西大学生協同組合・組織部『書評』編集委員会  
連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎06-6368-7530 or 6368-1121 (内線74355))  
頒 価 250円